令和5年2月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案

かずさ水道広域連合企業団

令和5年2月 かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案目録

議案等番号	件名	頁
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(かずさ水道広域連合企業団職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	1
議案第2号	令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第3号	令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算	別冊
議案第4号	かずさ水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	7
議案第5号	かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	15
議案第6号	かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第7号	かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	23
議案第8号	水道料金等債権の放棄について	35
議案第9号	監査委員の選任について	95

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月6日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長渡辺芳邦

提案理由

令和4年11月定例会において専決処分が承認されたかずさ水道広域連合企業団職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例について、所要の改正をし、令和4年12月21日 付けで専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専 決 処 分 書



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分とする。

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例

(別紙のとおり)

令和4年12月21日

かずさ水道広域連合企業団 広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月21日専決処分

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長渡辺芳邦

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年かずさ水道広域連合企業団条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号の改正規定中「「以下」に」の次に「改め」を加え、「経過する日」を「経過する日、」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかずさ水道広域連合企業団職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は令和4年10月1日から適用する。

議案第4号

かずさ水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。 令和5年2月6日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長渡辺芳邦

かずさ水道広域連合企業団条例第 号

かずさ水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、広域連合企業長、選挙管理委員会、監査委員及び 議会をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。 (議会に対する法の適用)
- 第3条 法中地方公共団体の機関に関する規定(法第二章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除く。)は、議会に準用する。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第4条 広域連合企業長は、規則で定めるところにより、実施機関が保有している個人情報ファイル (法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルに限る。以下この条において「条例個人情報ファイル」という。) について、次に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿 (第3項において「条例個人情報ファイル簿」という。) を作成し、公表しなければならない。
 - (1) 条例個人情報ファイルの名称
 - (2) 当該実施機関の名称及び条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

- (3) 条例個人情報ファイルの利用目的
- (4) 条例個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。) 及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。) として条例個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項において「記録範囲」という。)
- (5) 条例個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この項及び次項において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる条例個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 法第74条第2項第1号から第4号まで及び第6号から第8号まで並びに第75条第2 項第2号並びに個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第20条 第3項各号のいずれかに該当する条例個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る条例個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した条例個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が 当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前各号に掲げる条例個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める条例個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、広域連合企業長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記録し、又は条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(不開示情報の例外)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされて

いる情報として条例で定めるものは、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第13号)第8条第1号ウに掲げる情報のうち同号ウに規定する公務員等の氏名(同条例第8条第2号から第7号までのいずれかに該当するものを除く。)とする。

(不開示理由の消滅期日の提示)

第6条 実施機関は、法第76条第1項の規定による開示の請求(第9条において「開示請求」 という。)に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合において、その理由が消滅す る期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を書面により示さなければな らない。

(議会の開示決定等の期限の特例)

第7条 実施機関のうち議会が開示決定等をする場合において、法第83条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、任期満了その他の事由により議会の議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(開示請求に係る手数料)

第8条 法第89条第2項の手数料の額は、0円とする。

(文書の写し等の供与に要する費用)

第9条 開示請求をして文書又は図画の写しその他物品の供与を受ける者は、当該供与に要する 費用を負担しなければならない。ただし、特定個人情報の開示を行う場合であって、経済的困 難その他特別の理由があると実施機関が認めるときは、当該実施機関は、当該費用の全部又は 一部を徴収しないことができる。

(訂正請求等の期間の特例)

第10条 法第90条第3項の期間の経過後に同条第2項に規定する訂正請求をした場合又は法 第98条第3項の期間の経過後に同条第2項に規定する利用停止請求をした場合において、当 該訂正請求又は当該利用停止請求は、法第90条第3項又は第98条第3項の期間内にしたも のとみなす。

(議会の訂正決定等の期限の特例)

第11条 第7条の規定は、実施機関のうち議会が法第93条各項の決定及び法第101条各項 の決定をする場合に準用する。

(答申の尊重)

第12条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に対する答申を受けた実施機関は、当該答申を尊重して、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第44条の規定による裁決をしなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

- 第13条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,00 0円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 - (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める額とする。
 - (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円 (審査会への諮問)
- 第14条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱い を確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、かず さ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。
 - (1) 法第3章第3節の施策を講ずる場合
 - (2) この条例を改正しようとする場合
 - (3) 実施機関における法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準その他の個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第15条 広域連合企業長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公 表するものとする。 (委任)

第16条 この条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は、 広域連合企業長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例の廃止)

2 かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第 14号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次の各号に掲げる者に係る前項の規定による廃止前のかずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第11条第3項又は第12条の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に掲げる個人情報(以下「旧個人情報」という。)、その業務に関して知り得た旧個人情報又はその職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行前において旧条例第2条第2号に掲げる実施機関(以下「旧実施機関」 という。)から旧条例第11条第1項の委託を受けた事務に従事していた者
 - (2) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実 施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報を取り扱っていた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項(旧条例第28条第2項及び第37条第3項において準用する場合を含む。)、第28条第1項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第45条第1項中「審査会」とあるのは「かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会条例(令和年かずさ水道広域連合企業団条例第一号)第1条に規定する審査会(以下「新審査会」という。)」とする。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第52条第1項に規定する個人情報を含む情

報の集合物のうち、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて 検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工し たものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下 の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実 施機関の職員であった者
- (2) 附則第3項第1号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が 保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で 提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部改正)

8 かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団 条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「審査庁」を「審理員」に、「書類」を「書類等」に、「写し」を「写し等」に改め、同条第1項中「第6項」の次に「(法第66条第1項において準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第4項(」を「法第38条第4項(法第66条第1項において準用する場合及び」に、「法律の規定により」を「法令において」に、「手数料」を「規定により納付しなければならない手数料(法第9条第3項に規定する場合又は個人情報保護法第106条第2項の規定の適用がある場合における手数料を含む。)」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第9条第3項に規定する場合又は個人情報の保護に関する法第106条第2項の規定の 適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員」とあるのは、「審 査庁」とする。

第8条第1項中「手数料」を「規定により納付しなければならない手数料」に改め、同条第 2項中「写しの」を削る。

第9条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条第1項、第8条第1項)

交付の方法	手数料の	額
法第38条第1項に規定する提出書類等を複写機により用紙の片面又	用紙1枚につき	10円
は両面に白黒で複写したものの交付		
法第38条第1項に規定する提出書類等を複写機により用紙の片面又	用紙1枚につき	20円
は両面にカラーで複写したものの交付		
法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片	用紙1枚につき	10円
面又は両面に白黒で出力したものの交付		
法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片	用紙1枚につき	20円
面又は両面にカラーで出力したものの交付		

備考

- 1 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。
- 2 用いる用紙の規格は、日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)までとし、A3判までの用紙で複写し、又は出力できないときは、分割して複写し、又は出力するものとする。

議案第5号

かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように制定する。 令和5年2月6日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長渡辺芳邦

かずさ水道広域連合企業団条例第 号

かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第4項の規定により、かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の担任する事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 諮問実施機関 かずさ水道広域連合企業団情報公開条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第13号。以下「情報公開条例」という。)第21条第1項に規定する実施機関(情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(かずさ水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年かずさ水道広域連合企業団条例第号。以下「施行条例」という。)第2条第1項に規定する実施機関をいう。)をいう。
 - (2) 公文書 情報公開条例第13条第1項に規定する開示決定等に係る公文書(情報公開条 例第2条第2項に規定する公文書をいう。)をいう。
 - (3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個

人情報をいう。

(担任事務)

- 第3条 審査会に、次に掲げる事務を担任させるものとする。
 - (1) 情報公開条例第21条第1項の規定による諮問に応じて調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申すること。
 - (2) 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて 調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申すること。
 - (3) 施行条例第14条の規定による諮問に応じて調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申すること。
 - (4) 施行条例の運用に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を建議すること。

(組織等)

- 第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、広域連合企業長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 広域連合企業長は、委員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、 又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員 を解嘱することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす る。

(会長)

- 第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

- 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報 又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した 資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人等 (審査請求人、参加人 (行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同 じ。)又は諮問実施機関をいう。以下同じ。)に意見の陳述若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすること又は 審査請求人等に口頭で意見を述べる機会若しくは意見書若しくは資料を提出する機会を与えることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により 提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項の規定による意見書若しくは資料又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同法第81条第3項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該意見書、主張書面又は資料(以下「意見書等」という。)の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。た

だし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この 限りでない。

- 2 審査会は、審査会に提出された意見書等について審査請求人等から閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)の求めがあったときは、これを拒んではならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第10条 第3条第1号及び第2号に規定する調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に 送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第2項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前 においても、同項の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

3 審査会に、第3条に規定する事務のほか、附則第5項の規定による改正前のかずさ水道広域 連合企業団情報公開条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第13号。次項において 「旧情報公開条例」という。)第21条の規定により旧情報公開条例第23条第1項に規定す るかずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会(次項において「旧審査会」とい

- う。)が諮問に応じて調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申することとされていることとび施行条例附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行条例附則第2項の規定による廃止前のかずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第1号)第45条第1項の規定による諮問に応じて調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申することを担任させるものとする。
- 4 旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第23条第7項の規定による職務上知り得 た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 (かずさ水道広域連合企業団情報公開条例の一部改正)
- 5 かずさ水道広域連合企業団情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 審査請求(第20条—第27条)」を「第3章 審査請求(第20条—第22条)」に、「第28条—第32条」を「第23条—第27条」に改める。

第21条第1項中「速やかに、」の次に「かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 年かずさ水道広域連合企業団条例第 号)第1条に規定する」を加え、「第23条第1項を除き、」を削り、同項第2号中「裁決で」を「裁決で、」に、「行政文書」を「公文書」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「以下」を「次項において」に改め、同項第3号中「行政文書」を「公文書」に改める。

第22条第2号中「行政文書」を「公文書」に改める。

第23条から第27条までを削り、第4章中第28条を第23条とし、第29条から第32 条までを5条ずつ繰り上げる。

(かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部改正)

6 かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団 条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「審査会」を「審査会等」に改め、同条第3項中「審査会」の次に「又は情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 年かずさ水道広域連合企業団条例第 号)第1 条に規定する審査会」を加える。

議案第6号

かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例の一部を改正する条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和5年2月6日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長渡辺芳邦

かずさ水道広域連合企業団条例第 号

かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第12 号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和5年2月6日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長渡辺芳邦

かずさ水道広域連合企業団条例第 号

かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例(平成31年かずさ水道広域連合 企業団条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に、「同法第28条の2第4項」を「法第28条の6第4項」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する管理監督職をいう。以下この項及び次項において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該

職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「より」を「より生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「の翌日」を「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「、第1項」を「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の8条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職(第8条から第11条までにおいて「管理監督職」という。)は、かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第29号)第4条に規定する職及びこれに相当する職として広域連合企業長が定める職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(次条及び第9条において「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(第3号並びに次条 及び第12条において「他の職への降任等」という。)をするに当たっては、法に定めるも ののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、法第28条の2第 1項本文の規定による降任又は転任(以下この項において「降任等」という。)をしよう とする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定

する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降 任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職及び管理監督職勤務上限 年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属す る職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職 への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が 生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への 降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ず ること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続

きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。) を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由がなくなった場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到 来前に当該延長の事由がなくなったときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の 法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者 (以下「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考 により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤 務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通 常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。)に採用することができる。ただ し、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相 当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の 職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であ るときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合企業長が定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(定年に関する特例)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用につい

ては、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6 1 年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	6 2 年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	6 4 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員(異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員(以下「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員である職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(かずさ水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 かずさ水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成31年 かずさ水道広域連合企業団条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「いう。以下同じ。)及び」を「いい、法第28条の2第1項に規定する降給を除く。以下同じ。)及び」に、「とする」を「並びに同項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、当該下位の職務の級に変更することをいう。)とする」に改める。

第3条中「職員が」の次に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務 の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(給与規程附則第5項の規定による降給に関する規定の適用)

- 3 かずさ水道広域連合企業団職員の給与に関する規程附則第5項の規定による降給に関する 第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びにかずさ 水道広域連合企業団職員の給与に関する規程(平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規 程第15号)附則第5項の規定による降給とする」とする。
- 4 第5条第2項の規定は、かずさ水道広域連合企業団職員の給与に関する規程附則第5項の 規定による降給については、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職 員に対し、広域連合企業長が定めるところにより、同項の規定により給料月額が異動するこ ととなった旨の通知をするものとする。

(かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第25条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第21号)第12条」に改める。

(かずさ水道広域連合企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 かずさ水道広域連合企業団企業職員の育児休業等に関する条例(平成31年かずさ水道 広域連合企業団条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第21号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号 を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

(かずさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 かずさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(かずさ水道広域連合企業団職員の再任用に関する条例の廃止)

第6条 かずさ水道広域連合企業団職員の再任用に関する条例(平成31年かずさ水道広域連合 企業団条例第22号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前のかずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)(第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後のかずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。))を超える職(基準日における新条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の広域連合企業長が定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項の規定又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年)に達している職員(当該広域連合企業長が定める職にあっては、広域連合企業長が定める

職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準 用する。
- 5 令和3年改正法附則第3条第5項の規定又は附則第2項の規定により勤務している職員に対する第4条の規定による改正後のかずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例 (以下「新育休条例」という。)第2条及び第9条の規定の適用については、新育休条例第2条第2号及び第9条第2号中「している職員」とあるのは「している職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項又はかずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和5年かずさ水道広域連合企業団条例第号)附則第2項の規定により勤務している職員」とする。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置等)

- 6 任命権者は、次の各号に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の広域連合企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定又は令和3年改正法附則第13条の規定による改正 前の教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第8条第1項の規定により読み替えて適用 する令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の 2第2項の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項の規定 又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該 退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3 年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28

条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、 次項又は附則第11項若しくは第12項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの

- 7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次の各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の広域連合企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定又は令和3年改正法附則第13条の規定による改正後の教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法による改正後の地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことがあるもの
- 8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新する ことができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定 により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日でなければならない。
- 9 前項の規定による暫定再任用職員(附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が当該暫定再任用職員の人事評価その他の勤務状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、附則第8項の規定により暫定再任用職員の任期を更新する場合には、当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

- 11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に 掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようと する短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に 係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が 当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後 に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短 時間勤務の職にあっては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場 合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時 間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤 務の職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の広域連合企業長が 定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に 採用することができる。
- 12 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第30項において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を従前の勤務実績その他の広域連合企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 13 前2項の場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。
- 14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前 日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- 16 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 17 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22 条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたもの とした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定す る職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に 係る年齢とする。
- 18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第6項から第13項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この項、次項及び附則第20項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 20 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第18項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。
- 2 1 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後のかずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第25条第3項の規定を適用する。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

2 2 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他広域連合企業長が定める短時間勤務の職(以下「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)

に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該広域連合企業長が定める短時間勤務の職にあっては、広域連合企業長が定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例原則定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該広域連合企業長が定める短時間勤務の職にあっては、広域連合企業長が定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

- 23 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。 (委任)
- 24 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合企業長が定める。

議案第8号

水道料金等債権の放棄について

次のとおり、消滅時効期間の経過した水道料金及び手数料に係る債権の放棄について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月6日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳邦

- 1 債権の種類 水道料金債権及び手数料債権 (遅延損害金を含む。)
- 2 債 権 額 6,912,370円(遅延損害金を除く。)
- 3 債 務 者 823人
- 4 債権の概要

調定年度	債権放棄の理由	調定件数	金額
亚出 9 4 年 庄	所在不明	1 件	3,286円
平成24年度	計	1 件	3,286円
亚出 9 6 左连	所在不明	1 件	1,944円
平成26年度	計	1 件	1,944円
	法人休止	1 件	968円
平成27年度	所在不明	40件	115,701円
	計	4 1 件	116,669円
平成28年度	消滅時効	18件	90,177円
	法人休止	2 件	12,042円
	所在不明	298件	1,029,306円
	無資力	4 件	86,071円
	計	3 2 2 件	1,217,596円
	消滅時効	287件	578,200円
	法人休止	3 3 件	124,776円
平成29年度	所在不明	967件	4,061,531円
	無資力	6 件	808,368円
	計	1,293件	5, 572, 875円
合	計	1,658件	6, 912, 370円

[※]債権放棄の理由の説明については、別紙のとおり。

水道料金等債権放棄の理由及び説明

略称	説明
	消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が時効
消滅時効	の援用があった、又は時効の援用が見込まれることか
	ら、債権を放棄する。
	法人である債務者がその事業を休止し、かつ、財産も残
法人休止	っていないと認められる、又は破産法等に基づき債務者
	の責任が免除され、消滅時効の期間が経過したものであ
	ることから、債権を放棄する。
	債務者の所在が不明、又は死亡し、相続人が不明であり、
所在不明	財産の存否も明らかでなく、消滅時効の期間が経過した
	ものであることから、債権を放棄する。
	金額が裁判所の行う強制徴収の手続きに要する費用等
費用倒れ	に満たない、又はその手続きが困難であると認められ、
頁/11/四4/	消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を
	放棄する。
	債務者の資力が無い又は不十分であり、債務を履行する
無資力	見込みがないと認められ、消滅時効の期間が経過したも
	のであることから、債権を放棄する。

^{*}債権放棄の理由が複数該当する場合は、上段の区分を適用する。

債権放棄内訳 (四市合計)

料金	金額 (円)	3,286	3,286	1,944	1,944	968	115,701	116,669	90,177	12,042	1,022,701	86,071	1,210,991	578,200	120,276	4,028,126	808,368	5,534,970	6,867,860
東 水	調定件数	1件	1件	1件	1件	1件	40体	41件	18件	2件	却687	4件	313件	287件	30件	927件	+>9	1250件	1606件
債権の種類	債権放棄の理由	所在不明	 中	所在不明	1	法人休止	所在不明	 	消滅時効	法人休止	所在不明	無資力	十里	消滅時効	法人休止	所在不明	無資力	十里	
債権の	調定年度	亚武 0 1 年 庄	丁/大 4 牛/芝	死品の6年度	X(+07X(1		平成27年度				平成28年度					平成29年度			수류

	債権の	債権の種類	開栓手数料、	、閉栓手数料
	調定年度	債権放棄の理由	調定件数	金額 (円)
<u> </u>	び 走 つ の 年 庄	所在不明	9件	6,605
,	丁)及40千度	捍	9件	6,605
		法人休止	3件	4,500
	平成29年度	所在不明	40件	33,405
		措	43件	37,905
	中計		52件	44,510

債権の内容

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	1	H28	平成29年5月1日	9, 585円	水道料金	法人休止
木更津	1	H29	平成29年6月30日	7,813円	水道料金	法人休止
木更津	2	H28	平成29年3月31日	2,457円	水道料金	法人休止
木更津	2	H29	平成29年5月31日	2,046円	水道料金	法人休止
木更津	3	H27	平成28年5月2日	968円	水道料金	法人休止
木更津	4	H29	平成29年11月30日	1,944円	水道料金	法人休止
木更津	4	H29	平成30年1月31日	1,944円	水道料金	法人休止
木更津	5	H29	平成30年1月4日	4, 989円	水道料金	所在不明
木更津	6	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	7	H28	平成29年3月31日	1,279円	水道料金	所在不明
木更津	8	H29	平成29年6月30日	4,217円	水道料金	所在不明
木更津	8	H29	平成29年8月31日	3,790円	水道料金	所在不明
木更津	8	H29	平成29年10月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	9	H29	平成29年10月31日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	9	H29	平成30年1月4日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	10	H29	平成29年10月31日	8,645円	水道料金	所在不明
木更津	10	H29	平成29年11月30日	691円	水道料金	所在不明
木更津	11	H28	平成29年5月1日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	11	H29	平成29年6月30日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	11	H29	平成29年8月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	11	H29	平成29年10月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	12	H29	平成29年5月31日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	13	H29	平成29年6月30日	18,748円	水道料金	所在不明
木更津	13	H29	平成29年8月31日	15,660円	水道料金	所在不明
木更津	13	H29	平成29年10月31日	6,874円	水道料金	所在不明
木更津	14	H28	平成29年3月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	14	H29	平成29年5月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	15	H29	平成29年7月31日	4,217円	水道料金	所在不明
木更津	15	H29	平成29年10月2日	4,881円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	15	Н29	平成29年10月31日	1,998円	水道料金	所在不明
木更津	16	H29	平成29年7月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	17	H29	平成29年10月2日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	17	H29	平成29年11月30日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	18	H29	平成29年5月31日	1,279円	水道料金	所在不明
木更津	19	H28	平成29年5月1日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	20	H28	平成29年3月31日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	21	H29	平成29年7月31日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	21	H29	平成29年10月2日	5, 103円	水道料金	所在不明
木更津	21	H29	平成29年11月30日	3,688円	水道料金	所在不明
木更津	22	H28	平成29年1月31日	1,765円	水道料金	所在不明
木更津	23	H29	平成29年5月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	23	H29	平成29年7月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	24	H28	平成29年3月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	24	H29	平成29年5月31日	3,380円	水道料金	所在不明
木更津	25	H29	平成29年10月31日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	25	H29	平成30年1月4日	5,767円	水道料金	所在不明
木更津	26	H28	平成29年5月1日	6,652円	水道料金	所在不明
木更津	26	H29	平成29年6月30日	5,767円	水道料金	所在不明
木更津	27	H28	平成29年3月31日	486円	水道料金	所在不明
木更津	28	H29	平成29年7月31日	2,883円	水道料金	所在不明
木更津	29	H29	平成29年8月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	29	H29	平成29年10月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	29	H29	平成30年1月4日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	30	Н29	平成29年7月31日	35, 488円	水道料金	所在不明
木更津	30	H29	平成29年10月2日	5,103円	水道料金	所在不明
木更津	30	H29	平成29年11月30日	3,688円	水道料金	所在不明
木更津	31	H28	平成29年5月1日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	31	H29	平成29年5月31日	1,663円	水道料金	所在不明
木更津	32	H28	平成29年3月31日	3,790円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	32	Н29	平成29年5月31日	3,790円	水道料金	所在不明
木更津	33	H29	平成30年1月4日	2,500円	水道料金	所在不明
木更津	33	H29	平成30年2月28日	4,438円	水道料金	所在不明
木更津	34	H28	平成28年8月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	35	H28	平成29年5月1日	8,699円	水道料金	所在不明
木更津	35	Н29	平成29年6月30日	4,314円	水道料金	所在不明
木更津	36	Н29	平成29年8月31日	6,021円	水道料金	所在不明
木更津	36	H29	平成29年10月31日	25,509円	水道料金	所在不明
木更津	36	H29	平成30年1月4日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	37	H28	平成29年5月1日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	38	H29	平成29年10月31日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	38	H29	平成30年1月4日	3,380円	水道料金	所在不明
木更津	38	H29	平成30年1月31日	1,074円	水道料金	所在不明
木更津	39	H28	平成29年5月1日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	39	H29	平成29年6月30日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	40	H29	平成29年6月30日	486円	水道料金	所在不明
木更津	41	H29	平成30年1月4日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	41	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	42	H28	平成29年5月1日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	43	H29	平成29年10月2日	10,200円	水道料金	所在不明
木更津	44	H28	平成29年3月31日	3,483円	水道料金	所在不明
木更津	44	H29	平成29年5月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	45	H29	平成30年2月28日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	46	H28	平成29年1月31日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	46	H28	平成29年3月31日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	47	H28	平成29年1月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	47	H28	平成29年3月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	48	Н29	平成29年10月31日	9,088円	水道料金	所在不明
木更津	48	H29	平成30年1月4日	8,202円	水道料金	所在不明
木更津	48	Н29	平成30年1月31日	1,884円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	49	H28	平成28年8月31日	588円	水道料金	所在不明
木更津	50	H29	平成29年8月31日	1,074円	水道料金	所在不明
木更津	50	H29	平成29年10月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	50	H29	平成30年1月4日	1,458円	水道料金	所在不明
木更津	51	H29	平成30年1月4日	9,088円	水道料金	所在不明
木更津	51	H29	平成30年2月28日	10,195円	水道料金	所在不明
木更津	52	H29	平成29年10月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	52	H29	平成30年1月4日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	52	H29	平成30年2月28日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	53	H28	平成29年5月1日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	54	H29	平成29年8月31日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	54	H29	平成30年1月4日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	55	H28	平成28年10月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	55	H28	平成29年1月4日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	56	H29	平成29年7月31日	5,988円	水道料金	所在不明
木更津	57	H29	平成30年2月28日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	58	H29	平成29年10月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	58	H29	平成30年1月4日	3,380円	水道料金	所在不明
木更津	59	H29	平成29年10月31日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	59	H29	平成29年11月30日	2,894円	水道料金	所在不明
木更津	60	H28	平成29年5月1日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	60	H29	平成29年6月30日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	61	H29	平成29年6月30日	23,665円	水道料金	所在不明
木更津	62	H29	平成29年7月31日	1,485円	水道料金	所在不明
木更津	63	H29	平成29年6月30日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	64	H28	平成28年8月1日	5,767円	水道料金	所在不明
木更津	64	H28	平成28年9月30日	5,103円	水道料金	所在不明
木更津	65	H29	平成29年8月31日	20,714円	水道料金	所在不明
木更津	66	H29	平成30年2月28日	2, 457円	水道料金	所在不明
木更津	67	H29	平成29年5月31日	3,585円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	67	H29	平成29年7月31日	3,380円	水道料金	所在不明
木更津	68	H29	平成30年1月31日	24,440円	水道料金	所在不明
木更津	69	H29	平成30年1月31日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	70	H28	平成29年5月1日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	70	H29	平成29年6月30日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	71	H29	平成30年2月28日	7,759円	水道料金	所在不明
木更津	72	H29	平成30年2月28日	9,973円	水道料金	所在不明
木更津	73	H28	平成28年8月1日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	73	H28	平成28年9月30日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	74	H28	平成28年9月30日	16,502円	水道料金	所在不明
木更津	74	H28	平成28年11月30日	11,966円	水道料金	所在不明
木更津	75	H28	平成29年3月31日	4,881円	水道料金	所在不明
木更津	75	H29	平成29年5月31日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	76	H29	平成29年11月30日	8,424円	水道料金	所在不明
木更津	76	H29	平成30年1月31日	4,881円	水道料金	所在不明
木更津	77	H29	平成29年7月31日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	77	H29	平成29年10月2日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	77	H29	平成29年10月31日	1,663円	水道料金	所在不明
木更津	78	H29	平成29年7月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	78	H29	平成29年10月2日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	79	H29	平成30年1月31日	5,767円	水道料金	所在不明
木更津	80	H28	平成29年3月31日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	80	H29	平成29年5月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	81	H29	平成29年7月31日	3,996円	水道料金	所在不明
木更津	81	H29	平成29年8月31日	1,560円	水道料金	所在不明
木更津	82	H29	平成29年11月30日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	82	H29	平成30年1月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	83	H28	平成29年3月31日	3,790円	水道料金	所在不明
木更津	83	H28	平成29年5月1日	486円	水道料金	所在不明
木更津	84	H29	平成29年7月31日	2,457円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	85	H29	平成30年1月4日	3,483円	水道料金	所在不明
木更津	86	H28	平成29年5月1日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	86	H29	平成29年6月30日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	87	H28	平成29年5月1日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	87	H29	平成29年6月30日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	88	H28	平成29年3月31日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	89	H24	平成24年7月31日	3,286円	水道料金	所在不明
木更津	90	H28	平成28年8月31日	5,545円	水道料金	所在不明
木更津	91	H29	平成29年10月31日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	91	H29	平成30年1月4日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	92	H29	平成30年1月4日	5,988円	水道料金	所在不明
木更津	92	H29	平成30年2月28日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	93	H28	平成29年5月1日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	94	H29	平成29年10月2日	8,424円	水道料金	所在不明
木更津	94	H29	平成29年10月31日	7,646円	水道料金	所在不明
木更津	95	H29	平成30年2月28日	5,545円	水道料金	所在不明
木更津	96	H29	平成29年10月2日	5,988円	水道料金	所在不明
木更津	96	H29	平成29年10月31日	3,661円	水道料金	所在不明
木更津	97	H28	平成29年3月31日	691円	水道料金	所在不明
木更津	97	H29	平成29年5月31日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	97	H29	平成29年6月30日	1,765円	水道料金	所在不明
木更津	98	H29	平成30年2月28日	11,745円	水道料金	所在不明
木更津	99	H29	平成29年5月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	99	H29	平成29年7月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	100	H29	平成30年1月4日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	100	H29	平成30年1月4日	486円	水道料金	所在不明
木更津	101	H29	平成29年10月31日	1,841円	水道料金	所在不明
木更津	101	H29	平成30年1月4日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	102	H29	平成29年10月2日	3,893円	水道料金	所在不明
木更津	103	H28	平成29年3月31日	1,944円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	104	H28	平成29年3月31日	4,660円	水道料金	所在不明
木更津	104	H29	平成29年5月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	105	H28	平成29年5月1日	12,630円	水道料金	所在不明
木更津	105	H29	平成29年6月30日	19,872円	水道料金	所在不明
木更津	105	H29	平成29年8月31日	18, 187円	水道料金	所在不明
木更津	106	H29	平成30年1月31日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	106	H29	平成30年2月28日	1,485円	水道料金	所在不明
木更津	107	H29	平成30年2月28日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	108	H28	平成29年1月4日	3,996円	水道料金	所在不明
木更津	108	H28	平成29年1月31日	1,382円	水道料金	所在不明
木更津	109	H28	平成29年5月1日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	109	H29	平成29年6月30日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	110	H28	平成28年8月31日	4,881円	水道料金	所在不明
木更津	110	H28	平成28年10月31日	5, 103円	水道料金	所在不明
木更津	110	H28	平成29年1月4日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	111	H29	平成29年7月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	111	H29	平成29年10月2日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	111	H29	平成29年11月30日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	112	H28	平成28年10月31日	12,852円	水道料金	所在不明
木更津	112	H28	平成29年1月4日	12,409円	水道料金	所在不明
木更津	112	H28	平成29年2月28日	8,645円	水道料金	所在不明
木更津	113	H28	平成29年5月1日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	113	H29	平成29年6月30日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	114	H29	平成29年7月31日	486円	水道料金	所在不明
木更津	115	H29	平成29年10月2日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	115	H29	平成29年11月30日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	115	H29	平成30年1月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	116	H27	平成28年5月2日	9,088円	水道料金	所在不明
木更津	117	H28	平成29年3月31日	3, 483円	水道料金	所在不明
木更津	118	H29	平成30年2月28日	4,881円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	119	H29	平成29年5月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	119	H29	平成29年7月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	120	H29	平成29年10月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	120	H29	平成30年1月4日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	121	H29	平成29年8月31日	11,745円	水道料金	所在不明
木更津	122	H29	平成29年5月31日	3,661円	水道料金	所在不明
木更津	123	H29	平成29年10月2日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	123	H29	平成29年11月30日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	123	H29	平成30年1月31日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	124	H28	平成29年5月1日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	124	H29	平成29年6月30日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	124	H29	平成29年8月31日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	125	H29	平成30年1月4日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	125	H29	平成30年2月28日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	126	H28	平成29年3月31日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	127	H29	平成29年7月31日	1,560円	水道料金	所在不明
木更津	128	H28	平成29年3月31日	4,217円	水道料金	所在不明
木更津	129	H29	平成29年7月31日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	129	H29	平成29年8月31日	1,587円	水道料金	所在不明
木更津	130	H29	平成29年10月31日	6,652円	水道料金	所在不明
木更津	130	H29	平成30年1月4日	7,317円	水道料金	所在不明
木更津	130	H29	平成30年1月31日	1,177円	水道料金	所在不明
木更津	131	H28	平成29年5月1日	3,790円	水道料金	所在不明
木更津	132	H28	平成28年6月30日	3,380円	水道料金	所在不明
木更津	132	H28	平成28年8月31日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	133	H29	平成30年1月4日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	133	H29	平成30年2月28日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	134	H29	平成29年5月31日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	134	H29	平成29年7月31日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	134	H29	平成29年8月31日	1,458円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	135	Н29	平成29年7月31日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	135	H29	平成29年10月31日	2,073円	水道料金	所在不明
木更津	136	H28	平成29年3月31日	13,975円	水道料金	所在不明
木更津	136	H29	平成29年5月31日	14, 256円	水道料金	所在不明
木更津	136	H29	平成29年6月30日	1,690円	水道料金	所在不明
木更津	137	H27	平成28年3月31日	16,502円	水道料金	所在不明
木更津	137	H27	平成28年5月2日	972円	水道料金	所在不明
木更津	138	H29	平成30年1月31日	3,790円	水道料金	所在不明
木更津	139	H28	平成29年5月1日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	139	H29	平成29年6月30日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	140	H29	平成30年2月28日	9, 309円	水道料金	所在不明
木更津	141	H29	平成30年2月28日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	142	H29	平成29年10月2日	3,996円	水道料金	所在不明
木更津	142	H29	平成29年11月30日	4,217円	水道料金	所在不明
木更津	142	H29	平成30年1月4日	1,587円	水道料金	所在不明
木更津	143	H28	平成29年3月31日	6,652円	水道料金	所在不明
木更津	143	H29	平成29年5月31日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	143	H29	平成29年7月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	144	H29	平成29年11月30日	3,893円	水道料金	所在不明
木更津	144	H29	平成30年1月4日	1,792円	水道料金	所在不明
木更津	145	H29	平成30年1月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	146	H28	平成29年5月1日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	147	H29	平成29年10月31日	7,981円	水道料金	所在不明
木更津	148	H29	平成29年7月31日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	148	H29	平成29年8月31日	1,074円	水道料金	所在不明
木更津	149	H28	平成29年3月31日	8,202円	水道料金	所在不明
木更津	149	H29	平成29年5月31日	3,790円	水道料金	所在不明
木更津	150	H29	平成30年2月28日	3, 483円	水道料金	所在不明
木更津	151	H29	平成29年10月2日	486円	水道料金	所在不明
木更津	152	H29	平成29年10月2日	486円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	153	H28	平成29年3月31日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	153	H28	平成29年3月31日	588円	水道料金	所在不明
木更津	154	H29	平成29年5月31日	5, 432円	水道料金	所在不明
木更津	155	H29	平成30年1月31日	6,652円	水道料金	所在不明
木更津	156	H28	平成29年5月1日	1,458円	水道料金	所在不明
木更津	157	H29	平成29年6月30日	13,413円	水道料金	所在不明
木更津	157	H29	平成29年8月31日	15,379円	水道料金	所在不明
木更津	157	H29	平成29年9月24日	5,097円	水道料金	所在不明
木更津	158	H29	平成30年1月4日	8,424円	水道料金	所在不明
木更津	158	H29	平成30年2月28日	7,538円	水道料金	所在不明
木更津	159	H29	平成29年6月30日	5,767円	水道料金	所在不明
木更津	159	H29	平成29年8月31日	5,324円	水道料金	所在不明
木更津	159	H29	平成29年10月2日	972円	水道料金	所在不明
木更津	160	H29	平成30年1月4日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	160	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	161	H29	平成29年6月30日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	161	H29	平成29年8月31日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	161	H29	平成29年10月2日	1,279円	水道料金	所在不明
木更津	162	H29	平成30年1月4日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	162	H29	平成30年2月28日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	163	H28	平成28年8月1日	7,813円	水道料金	所在不明
木更津	163	H28	平成28年8月31日	2,327円	水道料金	所在不明
木更津	164	H28	平成29年3月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	165	H29	平成29年11月30日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	165	H29	平成30年1月31日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	166	H29	平成29年10月2日	1,868円	水道料金	所在不明
木更津	166	H29	平成29年11月30日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	166	H29	平成30年1月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	167	H29	平成29年7月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	167	H29	平成29年10月2日	2,970円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	168	H29	平成30年2月28日	3,688円	水道料金	所在不明
木更津	169	H29	平成29年11月30日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	169	H29	平成30年1月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	170	H29	平成29年5月31日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	170	H29	平成29年7月31日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	170	H29	平成29年8月31日	588円	水道料金	所在不明
木更津	171	H29	平成29年5月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	171	H29	平成29年6月30日	1,074円	水道料金	所在不明
木更津	172	H29	平成29年11月30日	8,866円	水道料金	所在不明
木更津	173	H29	平成29年5月31日	6,760円	水道料金	所在不明
木更津	174	H29	平成29年10月2日	10, 195円	水道料金	所在不明
木更津	174	H29	平成29年10月31日	2,219円	水道料金	所在不明
木更津	175	H29	平成30年2月28日	5,988円	水道料金	所在不明
木更津	176	H29	平成29年6月30日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	177	H27	平成28年3月31日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	177	H28	平成28年5月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	178	H29	平成30年1月31日	9,531円	水道料金	所在不明
木更津	179	H29	平成29年6月30日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	179	H29	平成29年8月31日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	179	H29	平成29年10月2日	1,560円	水道料金	所在不明
木更津	180	H29	平成29年5月31日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	180	H29	平成29年5月31日	486円	水道料金	所在不明
木更津	181	H29	平成29年10月2日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	181	H29	平成29年11月30日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	182	H29	平成29年10月2日	3,893円	水道料金	所在不明
木更津	182	H29	平成29年10月31日	1,074円	水道料金	所在不明
木更津	183	H29	平成29年10月2日	1,765円	水道料金	所在不明
木更津	184	H29	平成29年10月31日	486円	水道料金	所在不明
木更津	185	H29	平成29年8月31日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	185	H29	平成29年10月31日	2,046円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	186	H29	平成29年8月31日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	186	H29	平成29年8月31日	486円	水道料金	所在不明
木更津	187	H28	平成29年3月31日	3,893円	水道料金	所在不明
木更津	188	H29	平成29年11月30日	3,893円	水道料金	所在不明
木更津	188	H29	平成30年1月31日	4,217円	水道料金	所在不明
木更津	189	H29	平成30年2月28日	3,893円	水道料金	所在不明
木更津	190	H28	平成29年2月28日	1,765円	水道料金	所在不明
木更津	190	H28	平成29年5月1日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	191	H29	平成29年10月2日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	192	H27	平成27年6月1日	8,645円	水道料金	所在不明
木更津	192	H27	平成27年7月31日	8,424円	水道料金	所在不明
木更津	193	H29	平成29年10月2日	7,759円	水道料金	所在不明
木更津	193	H29	平成29年11月30日	2,791円	水道料金	所在不明
木更津	194	H28	平成29年3月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	195	H29	平成29年10月31日	588円	水道料金	所在不明
木更津	196	H29	平成29年10月31日	486円	水道料金	所在不明
木更津	197	H29	平成29年10月31日	486円	水道料金	所在不明
木更津	198	H29	平成29年7月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	198	H29	平成29年10月2日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	199	H28	平成29年5月1日	6,874円	水道料金	所在不明
木更津	199	H28	平成29年5月31日	999円	水道料金	所在不明
木更津	200	H29	平成30年1月4日	7,759円	水道料金	所在不明
木更津	200	H29	平成30年2月28日	5,103円	水道料金	所在不明
木更津	201	H29	平成30年1月4日	6,874円	水道料金	所在不明
木更津	201	H29	平成30年2月28日	2, 354円	水道料金	所在不明
木更津	202	H28	平成28年8月31日	11,745円	水道料金	所在不明
木更津	203	H29	平成29年5月31日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	203	H29	平成29年7月31日	1,868円	水道料金	所在不明
木更津	204	H28	平成29年5月1日	3,790円	水道料金	所在不明
木更津	204	H29	平成29年6月30日	2,354円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	205	Н29	平成30年2月28日	1,663円	水道料金	所在不明
木更津	206	H29	平成29年8月31日	3,893円	水道料金	所在不明
木更津	206	H29	平成29年10月2日	1,074円	水道料金	所在不明
木更津	207	H29	平成29年11月30日	1,663円	水道料金	所在不明
木更津	207	H29	平成30年1月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	208	Н29	平成30年1月31日	1,177円	水道料金	所在不明
木更津	209	H28	平成29年3月31日	8,645円	水道料金	所在不明
木更津	210	H29	平成29年5月31日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	211	H29	平成29年5月31日	588円	水道料金	所在不明
木更津	212	H29	平成29年10月2日	486円	水道料金	所在不明
木更津	213	H29	平成29年10月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	213	H29	平成30年1月4日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	213	H29	平成30年2月28日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	214	H28	平成29年5月1日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	215	H29	平成29年6月30日	1,485円	水道料金	所在不明
木更津	215	H29	平成29年8月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	216	H29	平成29年5月31日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	216	H29	平成29年7月31日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	217	H29	平成29年5月31日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	217	H29	平成29年7月31日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	217	H29	平成29年10月2日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	218	H29	平成29年10月2日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	218	H29	平成29年11月30日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	219	H28	平成29年5月1日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	219	Н29	平成29年6月30日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	219	H29	平成29年8月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	220	H29	平成29年5月31日	3,893円	水道料金	所在不明
木更津	221	Н29	平成29年7月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	221	H29	平成29年10月2日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	221	Н29	平成29年11月30日	2, 149円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	222	H29	平成29年7月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	222	H29	平成29年10月2日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	223	H29	平成29年5月31日	896円	水道料金	所在不明
木更津	223	H29	平成29年7月31日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	223	H29	平成29年10月2日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	224	H29	平成29年7月31日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	224	H29	平成29年10月2日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	225	H28	平成29年3月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	225	H28	平成29年5月1日	1,074円	水道料金	所在不明
木更津	226	H29	平成29年10月2日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	226	H29	平成29年11月30日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	226	H29	平成30年1月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	227	H29	平成29年5月31日	7,317円	水道料金	所在不明
木更津	227	H29	平成29年7月31日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	228	H28	平成28年11月30日	10, 195円	水道料金	所在不明
木更津	228	H28	平成29年1月31日	7,317円	水道料金	所在不明
木更津	228	H28	平成29年3月31日	3,688円	水道料金	所在不明
木更津	229	H29	平成30年1月4日	4,660円	水道料金	所在不明
木更津	230	H29	平成29年10月31日	1,690円	水道料金	所在不明
木更津	231	H28	平成29年3月31日	6,652円	水道料金	所在不明
木更津	232	H29	平成29年7月31日	4,881円	水道料金	所在不明
木更津	232	H29	平成29年10月2日	3,585円	水道料金	所在不明
木更津	232	H29	平成29年10月31日	2,883円	水道料金	所在不明
木更津	233	H29	平成29年11月30日	6,210円	水道料金	所在不明
木更津	233	H29	平成30年1月31日	4,104円	水道料金	所在不明
木更津	234	H29	平成29年5月31日	1,998円	水道料金	所在不明
木更津	235	H28	平成29年3月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	235	H29	平成29年5月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	236	H28	平成29年5月1日	3,585円	水道料金	所在不明
木更津	236	H29	平成29年5月31日	1,485円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	237	Н29	平成29年5月31日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	237	Н29	平成29年7月31日	1,765円	水道料金	所在不明
木更津	238	H28	平成29年3月31日	4,217円	水道料金	所在不明
木更津	238	H29	平成29年5月31日	4,881円	水道料金	所在不明
木更津	238	H29	平成29年7月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	239	Н29	平成29年5月31日	12,409円	水道料金	所在不明
木更津	239	Н29	平成29年7月31日	10,416円	水道料金	所在不明
木更津	240	H29	平成29年7月31日	11,745円	水道料金	所在不明
木更津	240	H29	平成29年10月2日	16,502円	水道料金	所在不明
木更津	240	H29	平成29年11月30日	3,893円	水道料金	所在不明
木更津	241	H28	平成29年5月1日	8,202円	水道料金	所在不明
木更津	241	H29	平成29年5月31日	3,326円	水道料金	所在不明
木更津	242	H28	平成29年3月31日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	242	H28	平成29年5月1日	972円	水道料金	所在不明
木更津	243	H29	平成29年10月2日	10,859円	水道料金	所在不明
木更津	243	H29	平成29年11月30日	9,752円	水道料金	所在不明
木更津	243	H29	平成30年1月31日	8,866円	水道料金	所在不明
木更津	244	H29	平成29年10月2日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	244	H29	平成29年11月30日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	244	H29	平成30年1月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	245	H28	平成29年5月1日	2,586円	水道料金	所在不明
木更津	246	H29	平成29年8月31日	1,485円	水道料金	所在不明
木更津	247	Н29	平成29年11月30日	7,759円	水道料金	所在不明
木更津	247	H29	平成30年1月31日	7,538円	水道料金	所在不明
木更津	247	Н29	平成30年2月28日	3,326円	水道料金	所在不明
木更津	248	H29	平成30年1月4日	3,380円	水道料金	所在不明
木更津	248	H29	平成30年1月31日	1,485円	水道料金	所在不明
木更津	249	Н29	平成29年10月31日	5,988円	水道料金	所在不明
木更津	249	H29	平成30年1月4日	3,483円	水道料金	所在不明
木更津	250	H28	平成29年3月31日	2,867円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	250	H28	平成29年5月1日	486円	水道料金	所在不明
木更津	251	H29	平成29年10月2日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	252	H29	平成30年1月31日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	253	H29	平成30年1月31日	5,545円	水道料金	所在不明
木更津	254	H28	平成29年3月31日	18, 187円	水道料金	所在不明
木更津	254	H29	平成29年5月31日	15,379円	水道料金	所在不明
木更津	254	H29	平成29年7月31日	11,523円	水道料金	所在不明
木更津	254	H29	平成29年10月2日	2,327円	水道料金	所在不明
木更津	255	H28	平成28年11月30日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	255	H28	平成29年1月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	255	H28	平成29年3月31日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	256	H28	平成29年5月1日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	256	H29	平成29年6月30日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	256	H29	平成29年8月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	257	H28	平成28年5月31日	3,585円	水道料金	所在不明
木更津	257	H28	平成28年8月1日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	257	H28	平成28年8月31日	972円	水道料金	所在不明
木更津	258	H29	平成29年5月31日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	258	H29	平成29年7月31日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	259	H29	平成29年7月31日	486円	水道料金	所在不明
木更津	260	H29	平成29年11月30日	9,531円	水道料金	所在不明
木更津	260	H29	平成30年1月31日	8,866円	水道料金	所在不明
木更津	261	H28	平成29年3月31日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	261	H29	平成29年5月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	262	H29	平成29年5月31日	7,538円	水道料金	所在不明
木更津	263	H29	平成29年7月31日	1,971円	水道料金	所在不明
木更津	264	H29	平成30年1月31日	8,424円	水道料金	所在不明
木更津	265	H28	平成28年8月31日	16,221円	水道料金	所在不明
木更津	265	H28	平成28年10月31日	17,064円	水道料金	所在不明
木更津	266	H29	平成29年10月31日	4,438円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	267	H28	平成29年3月31日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	268	H29	平成30年1月4日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	268	H29	平成30年1月31日	1,792円	水道料金	所在不明
木更津	269	H29	平成29年5月31日	4,660円	水道料金	所在不明
木更津	269	H29	平成29年7月31日	4,438円	水道料金	所在不明
木更津	269	H29	平成29年8月31日	1,382円	水道料金	所在不明
木更津	270	H29	平成29年11月30日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	270	H29	平成30年1月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	271	H28	平成29年3月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	272	H29	平成29年7月31日	588円	水道料金	所在不明
木更津	273	H29	平成30年1月31日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	274	H29	平成29年5月31日	5,767円	水道料金	所在不明
木更津	274	H29	平成29年7月31日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	275	H29	平成29年10月2日	3,585円	水道料金	所在不明
木更津	275	H29	平成29年11月30日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	276	H28	平成29年1月31日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	276	H28	平成29年3月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	277	H29	平成30年2月28日	10,416円	水道料金	所在不明
木更津	278	H29	平成29年10月2日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	278	H29	平成29年11月30日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	278	H29	平成30年1月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	279	H28	平成29年3月31日	3,893円	水道料金	所在不明
木更津	279	H28	平成29年5月1日	1,884円	水道料金	所在不明
木更津	280	H28	平成28年9月30日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	280	H28	平成28年10月31日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	281	H29	平成29年7月31日	6,539円	水道料金	所在不明
木更津	282	H29	平成29年7月31日	3,688円	水道料金	所在不明
木更津	282	H29	平成29年10月2日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	282	H29	平成29年11月30日	1,560円	水道料金	所在不明
木更津	283	H29	平成30年1月31日	9,752円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	284	H28	平成29年3月31日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	284	H29	平成29年5月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	285	H29	平成30年2月28日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	286	H28	平成29年3月31日	3, 380円	水道料金	所在不明
木更津	286	H29	平成29年5月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	287	H29	平成29年7月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	287	H29	平成29年10月2日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	287	H29	平成29年10月31日	2,278円	水道料金	所在不明
木更津	288	H28	平成29年3月31日	3,483円	水道料金	所在不明
木更津	288	H29	平成29年5月31日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	289	H29	平成30年1月4日	5,767円	水道料金	所在不明
木更津	289	H29	平成30年2月28日	4,660円	水道料金	所在不明
木更津	290	H29	平成29年5月31日	3,175円	水道料金	所在不明
木更津	290	H29	平成29年6月30日	1,560円	水道料金	所在不明
木更津	291	H29	平成30年1月31日	4,438円	水道料金	所在不明
木更津	291	H29	平成30年2月28日	2,791円	水道料金	所在不明
木更津	292	H28	平成29年1月31日	14,536円	水道料金	所在不明
木更津	292	H28	平成29年3月31日	16, 221円	水道料金	所在不明
木更津	292	H29	平成29年5月31日	15,098円	水道料金	所在不明
木更津	292	H29	平成29年5月31日	793円	水道料金	所在不明
木更津	293	H29	平成29年7月31日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	293	H29	平成29年10月2日	3,277円	水道料金	所在不明
木更津	293	H29	平成29年11月30日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	294	H29	平成29年7月31日	3,996円	水道料金	所在不明
木更津	294	H29	平成29年8月31日	2,278円	水道料金	所在不明
木更津	295	H29	平成29年10月2日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	296	H29	平成29年7月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	296	H29	平成29年10月2日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	297	H29	平成29年5月31日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	298	H29	平成29年6月30日	2,662円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	298	Н29	平成29年8月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	298	H29	平成29年10月31日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	299	H28	平成29年5月1日	2,457円	水道料金	所在不明
木更津	299	H29	平成29年6月30日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	300	H28	平成29年3月31日	3,585円	水道料金	所在不明
木更津	301	H29	平成30年2月28日	4,660円	水道料金	所在不明
木更津	302	H28	平成28年8月1日	6,210円	水道料金	所在不明
木更津	302	H28	平成28年9月30日	4,881円	水道料金	所在不明
木更津	302	H28	平成28年10月31日	1,485円	水道料金	所在不明
木更津	303	H29	平成29年8月31日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	303	H29	平成29年10月31日	2,764円	水道料金	所在不明
木更津	304	H28	平成29年5月1日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	304	H29	平成29年5月31日	1,074円	水道料金	所在不明
木更津	305	H29	平成29年8月31日	3,688円	水道料金	所在不明
木更津	305	H29	平成29年8月31日	486円	水道料金	所在不明
木更津	306	H28	平成29年5月1日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	306	H29	平成29年6月30日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	307	H29	平成29年10月2日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	307	H29	平成29年11月30日	2,970円	水道料金	所在不明
木更津	308	H29	平成30年1月4日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	308	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	所在不明
木更津	309	H28	平成29年5月1日	2,559円	水道料金	所在不明
木更津	309	H29	平成29年5月31日	1,279円	水道料金	所在不明
木更津	310	H29	平成30年2月28日	3,585円	水道料金	所在不明
木更津	311	H28	平成29年3月31日	4, 433円	水道料金	所在不明
木更津	312	H28	平成29年3月31日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	312	H29	平成29年5月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	313	H29	平成29年10月31日	7,317円	水道料金	所在不明
木更津	313	H29	平成30年1月4日	7,759円	水道料金	所在不明
木更津	313	H29	平成30年1月31日	793円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	314	H29	平成29年8月31日	5,324円	水道料金	所在不明
木更津	314	H29	平成29年10月2日	3,218円	水道料金	所在不明
木更津	315	H29	平成29年10月2日	12,630円	水道料金	所在不明
木更津	315	H29	平成29年10月2日	2,662円	水道料金	所在不明
木更津	316	H29	平成29年10月31日	1,485円	水道料金	所在不明
木更津	317	H29	平成29年6月30日	4,217円	水道料金	所在不明
木更津	317	H29	平成29年8月31日	2,354円	水道料金	所在不明
木更津	318	H29	平成29年6月30日	6,431円	水道料金	所在不明
木更津	318	H29	平成29年6月30日	896円	水道料金	所在不明
木更津	319	H29	平成30年2月28日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	320	H29	平成29年11月30日	2,381円	水道料金	所在不明
木更津	320	H29	平成30年1月31日	2,867円	水道料金	所在不明
木更津	320	H29	平成30年2月28日	1,765円	水道料金	所在不明
木更津	321	H29	平成30年2月28日	486円	水道料金	所在不明
木更津	322	H29	平成29年8月31日	77,900円	水道料金	所在不明
木更津	322	H29	平成29年10月31日	6,210円	水道料金	所在不明
木更津	322	H29	平成30年1月4日	2,251円	水道料金	所在不明
木更津	323	H29	平成29年6月30日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	323	H29	平成29年8月31日	2,046円	水道料金	所在不明
木更津	323	H29	平成29年10月31日	2,149円	水道料金	所在不明
木更津	324	H29	平成29年6月30日	8,424円	水道料金	所在不明
木更津	324	H29	平成29年8月31日	6,874円	水道料金	所在不明
木更津	324	H29	平成29年10月31日	3,072円	水道料金	所在不明
木更津	325	H28	平成29年5月1日	7,317円	水道料金	所在不明
木更津	325	H29	平成29年6月30日	8,202円	水道料金	所在不明
木更津	326	H29	平成29年10月31日	8,866円	水道料金	所在不明
木更津	327	H29	平成29年8月31日	2,457円	水道料金	無資力
木更津	328	H29	平成30年1月4日	515円	手数料	所在不明
木更津	329	H29	平成29年8月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	330	H29	平成29年6月30日	515円	手数料	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	331	H28	平成29年3月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	332	H28	平成28年8月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	333	H29	平成29年8月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	334	H29	平成29年7月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	335	H28	平成29年3月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	336	H28	平成29年3月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	337	Н29	平成29年7月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	338	H29	平成29年7月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	339	H29	平成29年10月2日	515円	手数料	所在不明
木更津	340	H29	平成29年10月2日	515円	手数料	所在不明
木更津	341	H28	平成29年5月1日	515円	手数料	所在不明
木更津	342	H29	平成29年10月2日	515円	手数料	所在不明
木更津	343	H29	平成29年10月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	344	H28	平成29年2月28日	515円	手数料	所在不明
木更津	345	H29	平成29年10月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	346	H29	平成29年10月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	347	H29	平成29年10月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	348	H29	平成30年2月28日	515円	手数料	所在不明
木更津	349	H29	平成29年11月30日	515円	手数料	所在不明
木更津	350	H29	平成30年1月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	351	H29	平成29年5月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	352	H29	平成29年10月2日	515円	手数料	所在不明
木更津	353	H29	平成29年6月30日	515円	手数料	所在不明
木更津	354	H29	平成29年5月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	355	Н29	平成29年5月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	356	H29	平成30年1月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	357	H29	平成29年7月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	358	Н29	平成29年7月31日	515円	手数料	所在不明
木更津	359	H28	平成29年5月1日	515円	手数料	所在不明
木更津	360	H29	平成29年6月30日	515円	手数料	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
木更津	361	H29	平成30年2月28日	515円	手数料	所在不明
君津	1	H29	平成29年8月31日	2,592円	水道料金	所在不明
君津	2	H28	平成29年5月1日	3,240円	水道料金	所在不明
君津	2	H29	平成29年6月30日	3,240円	水道料金	所在不明
君津	2	H29	平成29年8月31日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	3	H28	平成29年5月1日	3,758円	水道料金	所在不明
君津	4	H29	平成29年7月31日	3,499円	水道料金	所在不明
君津	4	H29	平成29年11月30日	3,369円	水道料金	所在不明
君津	4	H29	平成30年1月31日	3,758円	水道料金	所在不明
君津	4	H29	平成30年2月28日	1,360円	水道料金	所在不明
君津	5	H28	平成29年5月1日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	6	H29	平成29年8月31日	6,528円	水道料金	所在不明
君津	6	H29	平成29年11月30日	1,458円	水道料金	所在不明
君津	7	H28	平成28年9月30日	615円	水道料金	所在不明
君津	8	H29	平成29年10月2日	2,203円	水道料金	所在不明
君津	8	H29	平成29年11月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	8	H29	平成30年1月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	9	H29	平成30年2月28日	3,240円	水道料金	所在不明
君津	10	H29	平成29年10月31日	2,332円	水道料金	所在不明
君津	10	H29	平成30年1月4日	2,592円	水道料金	所在不明
君津	10	H29	平成30年2月28日	1,458円	水道料金	所在不明
君津	11	H28	平成29年5月1日	972円	水道料金	所在不明
君津	12	H29	平成30年1月4日	10,733円	水道料金	所在不明
君津	12	H29	平成30年1月31日	8,964円	水道料金	所在不明
君津	13	H29	平成29年10月31日	3,628円	水道料金	所在不明
君津	13	H29	平成30年1月4日	3, 499円	水道料金	所在不明
君津	13	H29	平成30年1月31日	2,106円	水道料金	所在不明
君津	14	H26	平成27年4月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	14	H27	平成27年6月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	14	H27	平成27年7月31日	1,458円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	15	H29	平成30年1月4日	5, 336円	水道料金	所在不明
君津	15	H29	平成30年2月28日	17,647円	水道料金	所在不明
君津	16	H29	平成29年8月31日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	16	H29	平成29年8月31日	972円	水道料金	所在不明
君津	17	H27	平成28年1月4日	3,693円	水道料金	所在不明
君津	17	H27	平成28年2月29日	3,499円	水道料金	所在不明
君津	17	H27	平成28年3月28日	2,624円	水道料金	所在不明
君津	18	H28	平成29年3月28日	8,742円	水道料金	所在不明
君津	19	H28	平成29年5月1日	6,528円	水道料金	所在不明
君津	19	H29	平成29年5月31日	4,276円	水道料金	所在不明
君津	20	H28	平成29年3月28日	4,757円	水道料金	所在不明
君津	21	H29	平成29年11月30日	3,240円	水道料金	所在不明
君津	21	H29	平成30年1月31日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	22	H29	平成29年7月31日	2,851円	水道料金	所在不明
君津	22	H29	平成29年7月31日	486円	水道料金	所在不明
君津	23	H29	平成29年5月31日	1,458円	水道料金	所在不明
君津	23	H29	平成29年7月31日	3,110円	水道料金	所在不明
君津	24	H29	平成29年10月31日	4,736円	水道料金	所在不明
君津	25	H28	平成29年3月28日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	25	H28	平成29年5月1日	972円	水道料金	所在不明
君津	26	H28	平成29年3月28日	1,101円	水道料金	所在不明
君津	27	H29	平成29年11月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	27	H29	平成30年1月31日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	28	H29	平成29年11月30日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	29	H29	平成29年8月31日	10,985円	水道料金	所在不明
君津	30	H28	平成29年1月4日	3,888円	水道料金	所在不明
君津	31	H29	平成29年6月30日	10,733円	水道料金	所在不明
君津	31	H29	平成29年8月31日	5, 421円	水道料金	所在不明
君津	31	H29	平成29年10月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	32	H29	平成29年6月30日	5, 421円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	32	H29	平成29年8月31日	3,240円	水道料金	所在不明
君津	33	H28	平成29年5月1日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	33	H29	平成29年6月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	34	H29	平成29年10月31日	1,879円	水道料金	所在不明
君津	35	H29	平成29年10月31日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	36	H28	平成29年5月1日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	36	H29	平成29年6月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	37	H29	平成30年2月28日	6,971円	水道料金	所在不明
君津	38	H29	平成29年10月2日	2,592円	水道料金	所在不明
君津	38	H29	平成29年11月30日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	39	H28	平成29年3月28日	3,499円	水道料金	所在不明
君津	39	H29	平成29年7月31日	2,332円	水道料金	所在不明
君津	39	H29	平成29年10月2日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	40	H27	平成28年5月2日	680円	水道料金	所在不明
君津	41	H29	平成29年7月31日	5,864円	水道料金	所在不明
君津	41	H29	平成29年10月2日	4,978円	水道料金	所在不明
君津	41	H29	平成29年10月31日	2,494円	水道料金	所在不明
君津	42	H29	平成29年8月31日	3,240円	水道料金	所在不明
君津	42	H29	平成29年10月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	43	H29	平成30年2月28日	4,147円	水道料金	所在不明
君津	44	H27	平成27年11月2日	6,091円	水道料金	所在不明
君津	44	H27	平成28年2月29日	6,458円	水道料金	所在不明
君津	44	H27	平成28年3月28日	1,749円	水道料金	所在不明
君津	45	H29	平成29年6月30日	5, 864円	水道料金	所在不明
君津	46	H29	平成29年8月31日	3, 369円	水道料金	所在不明
君津	46	H29	平成29年10月31日	3,888円	水道料金	所在不明
君津	46	H29	平成29年11月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	47	H29	平成30年1月4日	2, 203円	水道料金	所在不明
君津	47	H29	平成30年1月4日	1,231円	水道料金	所在不明
君津	47	H29	平成30年1月4日	1,231円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	48	H29	平成30年1月4日	9,974円	水道料金	所在不明
君津	48	H29	平成30年2月28日	13,512円	水道料金	所在不明
君津	49	H29	平成30年2月28日	8,964円	水道料金	所在不明
君津	50	H28	平成29年5月1日	3,888円	水道料金	所在不明
君津	50	H29	平成29年6月30日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	51	H28	平成29年5月1日	3,240円	水道料金	所在不明
君津	51	H29	平成29年6月30日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	51	H29	平成29年7月31日	1,587円	水道料金	所在不明
君津	52	H28	平成28年6月30日	2,883円	水道料金	所在不明
君津	52	H28	平成28年8月31日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	52	H28	平成28年9月30日	2,106円	水道料金	所在不明
君津	53	H29	平成30年2月28日	4,536円	水道料金	所在不明
君津	54	H28	平成28年10月31日	615円	水道料金	所在不明
君津	55	H27	平成27年9月30日	2,818円	水道料金	所在不明
君津	56	H29	平成29年11月30日	2,800円	水道料金	所在不明
君津	56	H29	平成30年1月31日	7,857円	水道料金	所在不明
君津	56	H29	平成30年2月28日	3,661円	水道料金	所在不明
君津	57	H28	平成28年8月1日	486円	水道料金	所在不明
君津	58	H29	平成29年11月30日	4,757円	水道料金	所在不明
君津	58	H29	平成30年1月31日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	59	H28	平成29年3月28日	7,635円	水道料金	所在不明
君津	59	H28	平成29年5月1日	7,192円	水道料金	所在不明
君津	60	H28	平成29年3月28日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	60	H29	平成29年5月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	61	H29	平成30年1月31日	4,406円	水道料金	所在不明
君津	62	H29	平成30年1月31日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	63	H28	平成28年5月31日	4,675円	水道料金	所在不明
君津	63	H28	平成28年8月1日	3,110円	水道料金	所在不明
君津	63	H28	平成28年8月1日	972円	水道料金	所在不明
君津	64	H27	平成27年7月31日	1,944円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	64	H27	平成27年9月30日	3,693円	水道料金	所在不明
君津	65	H29	平成30年1月31日	4,978円	水道料金	所在不明
君津	66	H29	平成29年10月2日	6,307円	水道料金	所在不明
君津	66	H29	平成29年11月30日	5, 421円	水道料金	所在不明
君津	67	H29	平成29年10月2日	2,203円	水道料金	所在不明
君津	67	H29	平成29年11月30日	2,203円	水道料金	所在不明
君津	67	H29	平成30年1月31日	3,758円	水道料金	所在不明
君津	68	H28	平成28年11月30日	4,406円	水道料金	所在不明
君津	68	H28	平成29年1月31日	3,888円	水道料金	所在不明
君津	68	H28	平成29年3月28日	3,240円	水道料金	所在不明
君津	69	H28	平成28年10月31日	2,592円	水道料金	所在不明
君津	70	H29	平成29年10月31日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	70	H29	平成30年1月4日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	70	H29	平成30年2月28日	1,458円	水道料金	所在不明
君津	71	H28	平成29年5月1日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	71	H29	平成29年6月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	71	H29	平成29年6月30日	972円	水道料金	所在不明
君津	72	H28	平成29年5月1日	6,307円	水道料金	所在不明
君津	72	H29	平成29年6月30日	5, 200円	水道料金	所在不明
君津	72	H29	平成29年8月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	73	H29	平成30年2月28日	2,332円	水道料金	所在不明
君津	74	H29	平成30年1月4日	2,332円	水道料金	所在不明
君津	74	H29	平成30年2月28日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	75	H28	平成29年5月1日	3, 369円	水道料金	所在不明
君津	75	H29	平成29年5月31日	2,332円	水道料金	所在不明
君津	76	H28	平成29年5月1日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	76	H29	平成29年6月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	77	H28	平成28年8月1日	6,528円	水道料金	所在不明
君津	77	H28	平成28年11月30日	3,110円	水道料金	所在不明
君津	78	H28	平成28年11月30日	1,944円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	78	H28	平成29年1月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	78	H28	平成29年3月28日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	79	H29	平成29年5月31日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	79	H29	平成29年7月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	80	H28	平成28年8月1日	11,743円	水道料金	所在不明
君津	81	H29	平成29年7月31日	2,203円	水道料金	所在不明
君津	81	H29	平成29年10月2日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	81	H29	平成29年11月30日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	81	H29	平成30年1月4日	972円	水道料金	所在不明
君津	82	H29	平成29年10月2日	2,592円	水道料金	所在不明
君津	82	H29	平成29年11月30日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	82	H29	平成30年1月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	83	H29	平成29年5月31日	3,628円	水道料金	所在不明
君津	83	H29	平成29年7月31日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	83	H29	平成29年8月31日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	84	H29	平成30年1月4日	4, 165円	水道料金	所在不明
君津	84	H29	平成30年2月28日	19,098円	水道料金	所在不明
君津	85	H29	平成30年1月31日	1,360円	水道料金	所在不明
君津	86	H29	平成29年6月30日	3,240円	水道料金	所在不明
君津	86	H29	平成29年8月31日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	86	H29	平成29年10月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	87	H28	平成29年5月1日	8,964円	水道料金	所在不明
君津	87	H28	平成29年5月1日	2,397円	水道料金	所在不明
君津	88	H27	平成28年3月28日	1,458円	水道料金	所在不明
君津	89	H29	平成29年8月31日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	90	H28	平成29年5月1日	3, 240円	水道料金	所在不明
君津	90	H29	平成29年6月30日	2,592円	水道料金	所在不明
君津	91	H28	平成29年5月1日	4,147円	水道料金	所在不明
君津	92	H29	平成29年8月31日	3,888円	水道料金	所在不明
君津	92	H29	平成29年10月31日	3,240円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	93	H27	平成28年5月2日	4,071円	水道料金	所在不明
君津	93	H27	平成28年5月2日	972円	水道料金	所在不明
君津	94	H28	平成28年5月31日	599円	水道料金	所在不明
君津	95	H29	平成30年1月31日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	95	H29	平成30年2月28日	2,203円	水道料金	所在不明
君津	96	H29	平成29年10月31日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	96	H29	平成30年1月4日	2,592円	水道料金	所在不明
君津	96	H29	平成30年2月28日	1,458円	水道料金	所在不明
君津	97	H28	平成29年5月1日	3,888円	水道料金	所在不明
君津	97	H29	平成29年6月30日	4,757円	水道料金	所在不明
君津	97	H29	平成29年6月30日	1,749円	水道料金	所在不明
君津	98	H29	平成29年8月31日	10,733円	水道料金	所在不明
君津	98	H29	平成29年10月31日	7, 192円	水道料金	所在不明
君津	98	H29	平成29年10月31日	874円	水道料金	所在不明
君津	99	H28	平成29年5月1日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	99	H29	平成29年6月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	100	H29	平成29年10月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	100	H29	平成30年1月4日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	100	H29	平成30年2月28日	1,458円	水道料金	所在不明
君津	101	H29	平成29年10月2日	6,750円	水道料金	所在不明
君津	101	H29	平成29年11月30日	8, 299円	水道料金	所在不明
君津	102	H29	平成29年8月31日	3,110円	水道料金	所在不明
君津	102	H29	平成29年10月31日	3,240円	水道料金	所在不明
君津	102	H29	平成29年11月30日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	103	H28	平成29年5月1日	3,531円	水道料金	所在不明
君津	103	H29	平成29年6月30日	6, 528円	水道料金	所在不明
君津	103	H29	平成29年8月31日	3,628円	水道料金	所在不明
君津	104	H29	平成29年5月31日	4,978円	水道料金	所在不明
君津	105	H28	平成29年5月1日	7, 192円	水道料金	所在不明
君津	105	H29	平成29年5月31日	6,971円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	106	H29	平成30年1月4日	5, 421円	水道料金	所在不明
君津	107	H29	平成29年6月30日	10,733円	水道料金	所在不明
君津	107	H29	平成29年8月31日	3,369円	水道料金	所在不明
君津	107	H29	平成29年10月31日	3,142円	水道料金	所在不明
君津	108	H29	平成30年1月4日	6,307円	水道料金	所在不明
君津	108	H29	平成30年2月28日	486円	水道料金	所在不明
君津	109	H29	平成29年7月31日	3,520円	水道料金	所在不明
君津	109	H29	平成29年10月2日	2,851円	水道料金	所在不明
君津	109	H29	平成29年11月30日	5,643円	水道料金	所在不明
君津	110	H29	平成30年1月31日	10,227円	水道料金	所在不明
君津	110	H29	平成30年1月31日	1,620円	水道料金	所在不明
君津	111	H28	平成28年8月31日	745円	水道料金	所在不明
君津	112	H27	平成28年5月2日	680円	水道料金	所在不明
君津	113	H28	平成28年5月31日	615円	水道料金	所在不明
君津	114	H28	平成28年5月31日	486円	水道料金	所在不明
君津	115	H29	平成29年10月31日	6,307円	水道料金	所在不明
君津	115	H29	平成30年1月4日	7, 192円	水道料金	所在不明
君津	115	H29	平成30年1月31日	7,857円	水道料金	所在不明
君津	116	H28	平成29年5月1日	2,041円	水道料金	所在不明
君津	116	H29	平成29年6月30日	4,147円	水道料金	所在不明
君津	117	H28	平成29年5月1日	1,393円	水道料金	所在不明
君津	118	H27	平成28年5月2日	680円	水道料金	所在不明
君津	119	H28	平成29年2月28日	14, 381円	水道料金	所在不明
君津	120	H29	平成29年5月31日	745円	水道料金	所在不明
君津	121	H29	平成29年11月30日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	121	H29	平成30年1月31日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	122	H29	平成29年7月31日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	122	H29	平成29年10月2日	2,592円	水道料金	所在不明
君津	122	H29	平成29年10月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	123	H29	平成29年7月31日	4,147円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	123	H29	平成29年10月2日	3,499円	水道料金	所在不明
君津	123	H29	平成29年11月30日	4,017円	水道料金	所在不明
君津	123	H29	平成30年1月31日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	124	H27	平成28年3月28日	1,069円	水道料金	所在不明
君津	125	H27	平成28年3月28日	1,069円	水道料金	所在不明
君津	126	H27	平成28年3月28日	1,166円	水道料金	所在不明
君津	127	H28	平成28年5月31日	745円	水道料金	所在不明
君津	128	H29	平成29年8月31日	2,332円	水道料金	所在不明
君津	128	H29	平成29年10月31日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	128	H29	平成30年1月4日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	129	H28	平成28年8月1日	615円	水道料金	所在不明
君津	130	H29	平成29年11月30日	8,299円	水道料金	所在不明
君津	131	H28	平成28年8月1日	745円	水道料金	所在不明
君津	132	H28	平成29年5月1日	3,240円	水道料金	所在不明
君津	133	H29	平成30年1月4日	486円	水道料金	所在不明
君津	134	H29	平成29年11月30日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	135	H28	平成28年9月30日	486円	水道料金	所在不明
君津	136	H29	平成30年1月31日	6,085円	水道料金	所在不明
君津	137	H29	平成30年1月31日	4,978円	水道料金	所在不明
君津	137	H29	平成30年2月28日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	138	H28	平成29年3月28日	2,851円	水道料金	所在不明
君津	138	H29	平成29年5月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	138	H29	平成29年5月31日	972円	水道料金	所在不明
君津	139	H27	平成28年3月28日	583円	水道料金	所在不明
君津	140	H28	平成28年6月30日	745円	水道料金	所在不明
君津	141	H29	平成29年8月31日	6, 528円	水道料金	所在不明
君津	141	H29	平成29年10月31日	4,276円	水道料金	所在不明
君津	141	H29	平成29年11月30日	3,013円	水道料金	所在不明
君津	142	H29	平成29年5月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	142	H29	平成29年7月31日	1,944円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	142	H29	平成29年7月31日	972円	水道料金	所在不明
君津	143	H27	平成28年5月2日	583円	水道料金	所在不明
君津	144	H29	平成29年7月31日	2,332円	水道料金	所在不明
君津	144	H29	平成29年11月30日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	144	H29	平成30年1月4日	1,101円	水道料金	所在不明
君津	145	H28	平成28年8月31日	615円	水道料金	所在不明
君津	146	H28	平成28年8月1日	486円	水道料金	所在不明
君津	147	H28	平成28年8月1日	615円	水道料金	所在不明
君津	148	H29	平成29年10月2日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	148	H29	平成29年11月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	148	H29	平成30年1月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	149	H28	平成28年8月1日	745円	水道料金	所在不明
君津	150	H27	平成28年5月2日	486円	水道料金	所在不明
君津	151	H28	平成28年8月1日	745円	水道料金	所在不明
君津	152	H28	平成28年8月31日	615円	水道料金	所在不明
君津	153	H28	平成29年3月28日	4,406円	水道料金	所在不明
君津	153	H29	平成29年5月31日	6,971円	水道料金	所在不明
君津	153	H29	平成29年6月30日	2,235円	水道料金	所在不明
君津	154	H28	平成28年5月31日	745円	水道料金	所在不明
君津	155	H29	平成30年1月31日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	156	H27	平成28年5月2日	583円	水道料金	所在不明
君津	157	H29	平成29年10月31日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	157	H29	平成30年1月4日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	157	H29	平成30年1月4日	1,101円	水道料金	所在不明
君津	158	H27	平成28年5月2日	8,013円	水道料金	所在不明
君津	158	H28	平成28年6月30日	6, 464円	水道料金	所在不明
君津	158	H28	平成28年6月30日	1,101円	水道料金	所在不明
君津	159	H28	平成28年6月30日	745円	水道料金	所在不明
君津	160	H28	平成28年5月31日	615円	水道料金	所在不明
君津	161	H28	平成29年5月1日	4,536円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	161	H29	平成29年6月30日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	162	H29	平成29年10月2日	2,592円	水道料金	所在不明
君津	162	H29	平成29年11月30日	2,332円	水道料金	所在不明
君津	163	H28	平成28年6月30日	972円	水道料金	所在不明
君津	164	H29	平成29年10月2日	972円	水道料金	所在不明
君津	165	H29	平成29年10月31日	19,098円	水道料金	所在不明
君津	165	H29	平成30年1月4日	21,638円	水道料金	所在不明
君津	165	H29	平成30年2月28日	25,630円	水道料金	所在不明
君津	166	H28	平成28年10月31日	745円	水道料金	所在不明
君津	167	H28	平成28年10月31日	745円	水道料金	所在不明
君津	168	H28	平成29年5月1日	3,369円	水道料金	所在不明
君津	168	H29	平成29年6月30日	3,628円	水道料金	所在不明
君津	168	H29	平成29年8月31日	3,110円	水道料金	所在不明
君津	169	H28	平成28年6月30日	1,231円	水道料金	所在不明
君津	170	H28	平成28年9月30日	615円	水道料金	所在不明
君津	171	H29	平成29年6月30日	1,976円	水道料金	所在不明
君津	172	H28	平成28年9月30日	615円	水道料金	所在不明
君津	173	H28	平成29年5月1日	4,017円	水道料金	所在不明
君津	173	H29	平成29年6月30日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	173	H29	平成29年7月31日	972円	水道料金	所在不明
君津	174	H29	平成30年1月4日	6,528円	水道料金	所在不明
君津	174	H29	平成30年2月28日	3,888円	水道料金	所在不明
君津	174	H29	平成30年2月28日	486円	水道料金	所在不明
君津	175	H28	平成28年8月31日	615円	水道料金	所在不明
君津	176	H29	平成29年10月31日	20,550円	水道料金	所在不明
君津	176	H29	平成30年1月4日	21,276円	水道料金	所在不明
君津	176	H29	平成30年2月28日	7,635円	水道料金	所在不明
君津	177	H29	平成29年11月30日	10,480円	水道料金	所在不明
君津	177	H29	平成30年1月4日	8,521円	水道料金	所在不明
君津	178	H27	平成28年3月28日	583円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	179	H28	平成28年6月30日	745円	水道料金	所在不明
君津	180	H29	平成29年6月30日	5,643円	水道料金	所在不明
君津	180	H29	平成29年6月30日	1,231円	水道料金	所在不明
君津	181	H29	平成30年1月31日	13,007円	水道料金	所在不明
君津	181	H29	平成30年2月28日	10,227円	水道料金	所在不明
君津	182	H29	平成29年7月31日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	182	H29	平成29年7月31日	1,231円	水道料金	所在不明
君津	183	H28	平成28年8月31日	615円	水道料金	所在不明
君津	184	H29	平成29年8月31日	2,203円	水道料金	所在不明
君津	185	H28	平成29年5月1日	1,490円	水道料金	所在不明
君津	185	H29	平成29年6月30日	2,203円	水道料金	所在不明
君津	185	H29	平成29年8月31日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	186	H28	平成29年5月1日	2,592円	水道料金	所在不明
君津	187	H28	平成29年5月1日	1,490円	水道料金	所在不明
君津	188	H29	平成30年1月31日	9,469円	水道料金	所在不明
君津	189	H28	平成28年6月30日	745円	水道料金	所在不明
君津	190	H28	平成28年6月30日	745円	水道料金	所在不明
君津	191	H28	平成28年5月31日	615円	水道料金	所在不明
君津	192	H27	平成28年5月2日	583円	水道料金	所在不明
君津	193	H29	平成29年10月31日	7,857円	水道料金	所在不明
君津	193	H29	平成30年1月4日	4,017円	水道料金	所在不明
君津	193	H29	平成30年2月28日	8,078円	水道料金	所在不明
君津	194	H29	平成29年5月31日	9,974円	水道料金	所在不明
君津	194	H29	平成29年7月31日	7,857円	水道料金	所在不明
君津	194	H29	平成29年10月2日	2,203円	水道料金	所在不明
君津	195	H27	平成28年5月2日	583円	水道料金	所在不明
君津	196	H28	平成29年5月1日	4,978円	水道料金	所在不明
君津	196	H29	平成29年5月31日	3,628円	水道料金	所在不明
君津	197	H29	平成29年8月31日	12,249円	水道料金	所在不明
君津	198	H28	平成28年8月1日	486円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	199	H28	平成28年6月30日	615円	水道料金	所在不明
君津	200	H28	平成29年3月28日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	200	H29	平成29年5月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	201	H29	平成29年8月31日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	201	H29	平成29年10月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	201	H29	平成30年1月4日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	202	H29	平成29年10月2日	8,964円	水道料金	所在不明
君津	203	H29	平成29年10月2日	3,369円	水道料金	所在不明
君津	203	H29	平成29年11月30日	2,332円	水道料金	所在不明
君津	203	H29	平成30年1月31日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	204	H28	平成29年1月31日	4,276円	水道料金	所在不明
君津	204	H28	平成29年1月31日	1,360円	水道料金	所在不明
君津	205	H29	平成30年1月31日	4,147円	水道料金	所在不明
君津	206	H28	平成29年3月28日	4,406円	水道料金	所在不明
君津	206	H29	平成29年5月31日	2,332円	水道料金	所在不明
君津	207	H29	平成29年11月30日	3,369円	水道料金	所在不明
君津	208	H27	平成28年3月28日	583円	水道料金	所在不明
君津	209	H27	平成28年3月28日	583円	水道料金	所在不明
君津	210	H28	平成29年2月28日	3,888円	水道料金	所在不明
君津	210	H29	平成29年5月31日	2,851円	水道料金	所在不明
君津	211	H29	平成29年7月31日	2,883円	水道料金	所在不明
君津	211	H29	平成29年8月31日	3,758円	水道料金	所在不明
君津	212	H29	平成29年8月31日	8,078円	水道料金	所在不明
君津	212	H29	平成29年10月31日	8, 299円	水道料金	所在不明
君津	212	H29	平成29年11月30日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	213	H29	平成30年2月28日	7,635円	水道料金	所在不明
君津	214	H29	平成29年10月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	214	H29	平成29年11月30日	1,458円	水道料金	所在不明
君津	215	H29	平成29年6月30日	7,857円	水道料金	所在不明
君津	215	H29	平成29年8月31日	5,200円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	215	H29	平成29年10月31日	6,971円	水道料金	所在不明
君津	216	H29	平成29年8月31日	9,974円	水道料金	所在不明
君津	216	H29	平成29年10月31日	9,216円	水道料金	所在不明
君津	216	H29	平成29年10月31日	1,782円	水道料金	所在不明
君津	217	H29	平成29年6月30日	32,475円	水道料金	所在不明
君津	217	H29	平成29年8月31日	29, 322円	水道料金	所在不明
君津	217	H29	平成29年10月2日	15,346円	水道料金	所在不明
君津	218	H28	平成29年5月1日	5,421円	水道料金	所在不明
君津	218	H28	平成29年5月1日	2,008円	水道料金	所在不明
君津	219	H28	平成28年6月30日	11,874円	水道料金	所在不明
君津	219	H28	平成28年8月31日	11,238円	水道料金	所在不明
君津	219	H28	平成28年10月31日	11,238円	水道料金	所在不明
君津	220	H29	平成29年8月31日	6,307円	水道料金	所在不明
君津	220	H29	平成29年10月31日	6,085円	水道料金	所在不明
君津	220	H29	平成29年11月30日	3,013円	水道料金	所在不明
君津	221	H29	平成29年6月30日	4,406円	水道料金	所在不明
君津	221	H29	平成29年8月31日	4,147円	水道料金	所在不明
君津	221	H29	平成29年10月31日	4,147円	水道料金	所在不明
君津	221	H29	平成29年11月30日	1,231円	水道料金	所在不明
君津	222	H29	平成29年6月30日	11,238円	水道料金	所在不明
君津	222	H29	平成29年8月31日	10,733円	水道料金	所在不明
君津	222	H29	平成29年10月31日	8,964円	水道料金	所在不明
君津	222	H29	平成29年11月30日	972円	水道料金	所在不明
君津	223	H28	平成29年5月1日	3,304円	水道料金	所在不明
君津	224	H28	平成28年9月30日	2, 332円	水道料金	所在不明
君津	224	H28	平成28年11月30日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	224	H28	平成29年1月31日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	225	H28	平成28年5月31日	615円	水道料金	所在不明
君津	226	H29	平成29年10月31日	8,742円	水道料金	所在不明
君津	226	H29	平成30年1月4日	8,299円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	226	H29	平成30年2月28日	1,846円	水道料金	所在不明
君津	227	H29	平成29年11月30日	1,231円	水道料金	所在不明
君津	228	H28	平成28年8月1日	745円	水道料金	所在不明
君津	229	H27	平成28年3月28日	1,555円	水道料金	所在不明
君津	229	H27	平成28年3月28日	972円	水道料金	所在不明
君津	230	H28	平成29年3月28日	3,369円	水道料金	所在不明
君津	231	H29	平成30年1月4日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	231	H29	平成30年2月28日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	231	H29	平成30年2月28日	1,101円	水道料金	所在不明
君津	232	H29	平成29年8月31日	13,512円	水道料金	所在不明
君津	232	H29	平成29年10月31日	15, 469円	水道料金	所在不明
君津	232	H29	平成29年11月30日	8,256円	水道料金	所在不明
君津	233	H28	平成29年5月1日	1,490円	水道料金	所在不明
君津	233	H29	平成29年5月31日	2,592円	水道料金	所在不明
君津	234	H29	平成29年10月31日	1,749円	水道料金	所在不明
君津	234	H29	平成29年11月30日	2,883円	水道料金	所在不明
君津	235	H29	平成29年10月31日	2, 365円	水道料金	所在不明
君津	235	H29	平成29年11月30日	2,235円	水道料金	所在不明
君津	236	H28	平成29年5月1日	2,851円	水道料金	所在不明
君津	237	H28	平成28年8月31日	745円	水道料金	所在不明
君津	238	H28	平成28年8月31日	486円	水道料金	所在不明
君津	239	H28	平成28年9月30日	615円	水道料金	所在不明
君津	240	H28	平成29年3月28日	2,462円	水道料金	所在不明
君津	241	H29	平成29年5月31日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	241	H29	平成29年10月2日	2, 592円	水道料金	所在不明
君津	241	H29	平成29年10月2日	1,231円	水道料金	所在不明
君津	242	H29	平成30年1月4日	5, 864円	水道料金	所在不明
君津	242	H29	平成30年1月31日	4,406円	水道料金	所在不明
君津	243	H28	平成29年2月28日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	243	H28	平成29年5月1日	2,980円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	243	H29	平成29年6月30日	2,073円	水道料金	所在不明
君津	244	H29	平成29年10月2日	3,369円	水道料金	所在不明
君津	245	H28	平成29年1月4日	3,369円	水道料金	所在不明
君津	245	H28	平成29年1月31日	3,110円	水道料金	所在不明
君津	246	H29	平成29年6月30日	7,635円	水道料金	所在不明
君津	246	H29	平成29年8月31日	6,971円	水道料金	所在不明
君津	247	H28	平成28年9月30日	615円	水道料金	所在不明
君津	248	H28	平成28年6月30日	9,257円	水道料金	所在不明
君津	249	H29	平成29年11月30日	6,085円	水道料金	所在不明
君津	249	H29	平成29年11月30日	2,397円	水道料金	所在不明
君津	250	H28	平成29年3月28日	4,406円	水道料金	所在不明
君津	250	H29	平成29年5月31日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	251	H29	平成30年2月28日	1,587円	水道料金	所在不明
君津	252	H28	平成29年1月4日	4,017円	水道料金	所在不明
君津	252	H28	平成29年1月31日	1,458円	水道料金	所在不明
君津	253	H29	平成29年5月31日	4,017円	水道料金	所在不明
君津	253	H29	平成29年7月31日	4,017円	水道料金	所在不明
君津	253	H29	平成29年8月31日	2,851円	水道料金	所在不明
君津	254	H29	平成30年1月4日	1,944円	水道料金	所在不明
君津	255	H28	平成29年3月28日	3,110円	水道料金	所在不明
君津	255	H29	平成29年8月31日	2,851円	水道料金	所在不明
君津	256	H29	平成29年5月31日	2,721円	水道料金	所在不明
君津	256	H29	平成29年7月31日	3,110円	水道料金	所在不明
君津	256	H29	平成29年10月2日	2,332円	水道料金	所在不明
君津	257	H29	平成29年8月31日	2,980円	水道料金	所在不明
君津	258	H29	平成29年11月30日	3, 369円	水道料金	所在不明
君津	259	H29	平成30年2月28日	972円	水道料金	所在不明
君津	260	H29	平成29年10月31日	91,832円	水道料金	無資力
君津	260	H29	平成30年1月4日	333, 633円	水道料金	無資力
君津	260	H29	平成30年2月28日	372,600円	水道料金	無資力

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
君津	261	H28	平成29年3月28日	56, 327円	水道料金	無資力
富津	1	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	1	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	1	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	1	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	1	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	2	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	2	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	2	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	2	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	2	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	3	H29	平成29年7月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	3	H29	平成29年11月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	3	H29	平成30年1月28日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	4	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	4	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	4	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	4	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	4	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	5	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	5	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	6	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	6	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	6	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	6	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	6	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	6	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	7	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	8	H28	平成29年4月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	8	H29	平成29年6月29日	2,484円	水道料金	消滅時効

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	8	H29	平成29年8月27日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	8	H29	平成29年10月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	8	H29	平成29年12月29日	2, 484円	水道料金	消滅時効
富津	8	H29	平成30年2月28日	2, 484円	水道料金	消滅時効
富津	9	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	9	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	9	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	9	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	9	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	10	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	10	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	10	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	10	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	10	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	11	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	11	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	11	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	11	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	11	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	12	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	12	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	12	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	12	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	12	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	13	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	13	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	13	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	13	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	13	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	14	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	14	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	14	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	14	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	14	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	15	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	15	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	15	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	15	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	15	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	16	H29	平成29年5月28日	972円	水道料金	消滅時効
富津	16	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	16	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	16	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	17	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	17	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	18	H29	平成29年12月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	19	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	19	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	20	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	20	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	20	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	20	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	20	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	21	H29	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	21	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	21	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	21	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	21	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	21	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	22	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	22	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	22	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	22	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	23	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	23	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	23	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	23	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	23	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	23	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	24	H29	平成29年10月29日	972円	水道料金	消滅時効
富津	25	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	25	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	25	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	25	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	26	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	26	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	26	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	26	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	27	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	27	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	27	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	27	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	27	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	27	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	28	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	28	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	28	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	28	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	28	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	29	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	29	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	29	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	29	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	30	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	30	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	30	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	30	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	30	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	30	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	31	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	31	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	31	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	31	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	31	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	31	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	32	H28	平成29年4月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	32	H29	平成29年6月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	32	H29	平成29年8月27日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	32	H29	平成29年10月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	32	H29	平成29年12月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	32	H29	平成30年2月28日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	33	H28	平成29年4月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	33	H29	平成29年6月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	33	H29	平成29年8月27日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	33	H29	平成29年10月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	33	H29	平成29年12月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	33	H29	平成30年2月28日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	34	H28	平成29年4月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	34	H29	平成29年6月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	34	H29	平成29年8月27日	2,484円	水道料金	消滅時効

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	34	H29	平成29年10月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	34	H29	平成29年12月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	34	H29	平成30年2月28日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	35	H29	平成29年12月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	35	H29	平成30年2月28日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	36	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	36	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	37	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	37	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	37	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	37	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	38	H28	平成29年4月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	38	H29	平成29年6月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	38	H29	平成29年8月27日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	38	H29	平成29年10月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	38	H29	平成29年12月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	38	H29	平成30年2月28日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	39	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	39	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	39	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	39	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	39	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	40	H29	平成29年6月29日	1,242円	水道料金	消滅時効
富津	41	H29	平成29年12月29日	972円	水道料金	消滅時効
富津	41	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	42	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	42	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	42	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	42	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	42	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	42	Н29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	43	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	43	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	43	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	43	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	43	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	44	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	44	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	44	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	44	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	44	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	45	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	45	Н29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	45	Н29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	45	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	45	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	46	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	46	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	46	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	46	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	46	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	47	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	47	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	47	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	47	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	47	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	48	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	48	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	48	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	48	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	48	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	49	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	49	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	49	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	49	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	49	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	50	H29	平成29年5月28日	2,074円	水道料金	消滅時効
富津	51	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	51	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	51	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	51	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	51	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	52	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	52	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	52	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	52	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	52	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	53	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	53	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	53	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	53	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	53	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	54	H29	平成29年5月28日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	54	H29	平成29年7月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	54	H29	平成29年9月29日	2, 484円	水道料金	消滅時効
富津	54	H29	平成29年11月29日	2, 484円	水道料金	消滅時効
富津	54	H29	平成30年1月28日	2, 484円	水道料金	消滅時効
富津	55	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	55	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	55	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	55	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	56	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	56	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	56	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	56	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	56	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	57	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	57	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	57	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	57	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	57	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	58	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	58	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	58	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	58	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	58	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	59	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	59	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	59	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	59	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	59	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	60	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	60	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	60	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	60	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	61	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	61	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	61	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	61	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	61	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	62	Н29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	62	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	63	H29	平成29年5月28日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	63	H29	平成29年7月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	63	H29	平成29年9月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	63	Н29	平成29年11月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	63	H29	平成30年1月28日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	64	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	64	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	64	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	64	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	64	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	65	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	65	Н29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	65	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	65	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	65	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	65	H29	平成30年2月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	66	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	66	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	66	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	66	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	66	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	67	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	67	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	67	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	67	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	67	H29	平成29年12月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	68	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	68	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	消滅時効

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	68	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	68	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	消滅時効
富津	69	H29	平成29年9月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	69	H29	平成29年11月29日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	69	H29	平成30年1月28日	2,484円	水道料金	消滅時効
富津	70	H29	平成29年9月29日	3,888円	水道料金	法人休止
富津	70	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	法人休止
富津	71	H29	平成29年9月29日	4,568円	水道料金	法人休止
富津	71	H29	平成29年10月29日	2,170円	水道料金	法人休止
富津	72	H29	平成29年9月29日	3,888円	水道料金	法人休止
富津	72	H29	平成29年11月29日	2,916円	水道料金	法人休止
富津	73	H29	平成29年9月29日	7, 290円	水道料金	法人休止
富津	73	H29	平成29年10月29日	2,851円	水道料金	法人休止
富津	74	H29	平成29年9月29日	3,888円	水道料金	法人休止
富津	74	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	法人休止
富津	75	H29	平成29年9月29日	3,888円	水道料金	法人休止
富津	75	H29	平成29年10月29日	2,170円	水道料金	法人休止
富津	76	H29	平成29年7月29日	9,331円	水道料金	法人休止
富津	76	H29	平成29年9月29日	9,104円	水道料金	法人休止
富津	76	H29	平成29年11月29日	2,916円	水道料金	法人休止
富津	77	H29	平成29年7月29日	9,784円	水道料金	法人休止
富津	77	H29	平成29年9月29日	6,609円	水道料金	法人休止
富津	77	H29	平成29年10月29日	2,916円	水道料金	法人休止
富津	78	H29	平成29年9月29日	4,568円	水道料金	法人休止
富津	78	H29	平成29年10月29日	2,916円	水道料金	法人休止
富津	79	H29	平成29年7月29日	3,888円	水道料金	法人休止
富津	79	H29	平成29年9月29日	3,888円	水道料金	法人休止
富津	79	H29	平成29年10月29日	1,944円	水道料金	法人休止
富津	80	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	80	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	80	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	80	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	80	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	81	H29	平成30年1月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	82	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	82	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	82	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	82	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	82	H29	平成30年1月28日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	83	H29	平成29年9月29日	29, 268円	水道料金	所在不明
富津	83	H29	平成29年11月29日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	84	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	84	H29	平成29年7月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	84	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	85	H29	平成29年11月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	85	H29	平成30年1月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	85	H29	平成30年3月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	86	H29	平成29年11月29日	14, 256円	水道料金	所在不明
富津	86	H29	平成30年1月28日	4,114円	水道料金	所在不明
富津	86	H29	平成30年3月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	87	H29	平成30年2月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	88	H28	平成29年4月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	88	H29	平成29年6月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	89	H28	平成29年4月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	90	H28	平成29年4月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	90	H29	平成29年6月29日	2,916円	水道料金	所在不明
富津	91	H29	平成29年8月27日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	91	H29	平成29年10月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	92	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	92	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	93	H29	平成30年2月28日	10,238円	水道料金	所在不明
富津	94	H29	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	94	H29	平成29年8月27日	2,916円	水道料金	所在不明
富津	95	H29	平成30年1月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	96	H29	平成29年9月29日	6,836円	水道料金	所在不明
富津	97	H29	平成29年11月29日	4,050円	水道料金	所在不明
富津	97	H29	平成30年1月28日	8,877円	水道料金	所在不明
富津	97	H29	平成30年3月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	98	H28	平成29年5月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	99	H29	平成29年9月29日	6,156円	水道料金	所在不明
富津	99	H29	平成29年11月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	100	H29	平成30年2月28日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	101	H29	平成29年6月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	101	H29	平成29年8月27日	2,916円	水道料金	所在不明
富津	102	H29	平成29年9月29日	65,988円	水道料金	所在不明
富津	102	H29	平成29年11月29日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	103	H29	平成29年12月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	103	H29	平成30年2月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	104	H29	平成30年2月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	105	H29	平成29年10月29日	37,000円	水道料金	所在不明
富津	105	H29	平成30年2月28日	11,826円	水道料金	所在不明
富津	106	H29	平成30年2月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	107	H28	平成29年5月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	108	H29	平成29年7月29日	1,242円	水道料金	所在不明
富津	108	H29	平成29年6月29日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	109	H29	平成30年2月28日	2,484円	水道料金	所在不明
富津	110	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	110	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	110	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	111	H28	平成29年5月28日	1,944円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	111	H28	平成29年4月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	112	H28	平成29年4月29日	2,484円	水道料金	所在不明
富津	112	H29	平成29年6月29日	2,484円	水道料金	所在不明
富津	112	H29	平成29年8月27日	2,484円	水道料金	所在不明
富津	112	H29	平成29年10月29日	2,484円	水道料金	所在不明
富津	112	H29	平成29年12月29日	2,484円	水道料金	所在不明
富津	112	H29	平成30年2月28日	2,484円	水道料金	所在不明
富津	113	H29	平成29年8月27日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	113	H29	平成29年10月29日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	113	H29	平成30年1月28日	1,242円	水道料金	所在不明
富津	113	H29	平成29年12月29日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	114	H29	平成29年11月29日	3,726円	水道料金	所在不明
富津	115	H28	平成29年4月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	115	H29	平成29年6月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	115	H29	平成29年8月27日	2,916円	水道料金	所在不明
富津	116	H29	平成30年2月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	117	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	117	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	117	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	117	H29	平成29年10月29日	71,064円	水道料金	所在不明
富津	118	H29	平成29年11月29日	20,844円	水道料金	所在不明
富津	118	H29	平成30年1月28日	16,308円	水道料金	所在不明
富津	118	H29	平成30年3月29日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	119	H29	平成30年1月28日	8,197円	水道料金	所在不明
富津	120	H29	平成30年1月28日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	121	H27	平成27年11月29日	3,776円	水道料金	所在不明
富津	121	H29	平成29年5月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	121	H29	平成29年7月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	121	H29	平成29年9月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	121	H29	平成30年1月28日	3,888円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	122	H29	平成29年9月29日	2,916円	水道料金	所在不明
富津	123	H29	平成29年5月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	123	H29	平成29年7月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	123	H29	平成29年9月29日	2,916円	水道料金	所在不明
富津	124	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	124	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	125	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	125	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	126	H29	平成29年11月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	126	H29	平成30年1月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	127	H29	平成29年5月28日	6,382円	水道料金	所在不明
富津	127	H29	平成29年7月29日	5,929円	水道料金	所在不明
富津	127	H29	平成29年9月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	128	H29	平成29年6月29日	972円	水道料金	所在不明
富津	128	H29	平成29年5月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	129	H29	平成29年9月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	129	H29	平成29年11月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	130	H28	平成29年4月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	130	H29	平成29年6月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	130	H29	平成29年8月27日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	131	H27	平成28年3月27日	1,613円	水道料金	所在不明
富津	132	H29	平成29年7月29日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	132	H29	平成29年10月29日	1,242円	水道料金	所在不明
富津	132	H29	平成29年9月29日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	133	H29	平成30年2月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	134	H29	平成29年5月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	135	H29	平成29年5月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	136	H29	平成29年9月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	136	H29	平成29年11月29日	1,944円	水道料金	所在不明
富津	137	H29	平成29年11月29日	6,328円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
富津	137	H29	平成30年1月28日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	138	H29	平成29年11月29日	1,242円	水道料金	所在不明
富津	138	H29	平成29年11月29日	4,968円	水道料金	所在不明
富津	139	H29	平成30年3月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	140	H29	平成30年2月28日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	141	H28	平成29年4月29日	5,929円	水道料金	所在不明
富津	141	H29	平成29年6月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	142	H29	平成30年2月28日	2,916円	水道料金	所在不明
富津	143	H28	平成29年4月29日	6,382円	水道料金	所在不明
富津	143	H29	平成29年6月29日	3,888円	水道料金	所在不明
富津	144	H29	平成30年2月28日	10,238円	水道料金	所在不明
富津	145	H29	平成30年1月28日	4,968円	水道料金	無資力
富津	146	H29	平成29年9月29日	1,500円	手数料	法人休止
富津	146	H29	平成29年11月29日	1,500円	手数料	法人休止
富津	147	H29	平成29年10月29日	1,500円	手数料	法人休止
富津	148	H29	平成29年6月29日	1,500円	手数料	所在不明
富津	149	H29	平成29年8月27日	1,500円	手数料	所在不明
富津	150	H29	平成29年11月29日	1,500円	手数料	所在不明
富津	151	H28	平成29年5月28日	1,500円	手数料	所在不明
富津	152	H29	平成29年11月29日	1,500円	手数料	所在不明
富津	153	H29	平成29年8月27日	1,500円	手数料	所在不明
富津	154	H28	平成29年5月28日	1,500円	手数料	所在不明
富津	155	H29	平成29年11月29日	1,500円	手数料	所在不明
富津	156	H29	平成29年9月29日	1,500円	手数料	所在不明
富津	157	H29	平成29年6月29日	1,500円	手数料	所在不明
富津	158	H29	平成29年10月29日	1,500円	手数料	所在不明
富津	159	H29	平成29年5月28日	1,500円	手数料	所在不明
富津	160	H29	平成30年3月29日	1,500円	手数料	所在不明
富津	161	H29	平成29年10月29日	3,000円	手数料	所在不明
袖ケ浦	1	H28	平成29年5月12日	54, 429円	水道料金	消滅時効

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
袖ケ浦	2	Н29	平成29年6月12日	3,099円	水道料金	法人休止
袖ケ浦	2	H29	平成29年8月10日	2,833円	水道料金	法人休止
袖ケ浦	3	H29	平成30年1月12日	1,328円	水道料金	法人休止
袖ケ浦	4	H29	平成29年7月10日	1,682円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	4	H29	平成29年9月11日	1,948円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	4	H29	平成29年11月10日	797円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	5	H29	平成29年7月10日	3,276円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	5	H29	平成29年9月11日	3,697円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	5	H29	平成29年11月10日	1,992円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	6	H29	平成29年7月10日	797円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	7	H29	平成29年9月11日	442円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	8	H29	平成29年7月10日	6, 294円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	8	Н29	平成29年8月10日	3, 188円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	9	H28	平成29年5月12日	2,302円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	10	Н29	平成30年3月12日	2,346円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	11	H28	平成29年5月12日	885円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	12	Н29	平成30年3月12日	3,011円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	13	H29	平成29年7月10日	2,346円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	13	H29	平成29年9月11日	1,062円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	13	H28	平成29年5月12日	1,948円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	14	H29	平成30年1月12日	885円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	14	H29	平成30年3月12日	885円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	15	Н29	平成30年1月12日	2,745円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	15	H29	平成30年3月12日	4, 164円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	16	H29	平成30年3月12日	5, 408円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	17	H28	平成29年5月12日	1,284円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	17	H29	平成29年6月12日	575円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	18	H29	平成29年7月10日	442円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	18	H29	平成29年7月10日	2,878円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	19	H28	平成29年5月12日	1,771円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
袖ケ浦	19	Н29	平成29年7月10日	1,771円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	20	H28	平成29年5月12日	1,328円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	21	H29	平成30年3月12日	1,018円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	22	H29	平成29年11月10日	1,062円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	22	H29	平成30年1月12日	3,143円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	22	Н29	平成30年3月12日	1,594円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	23	H29	平成29年10月10日	3,697円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	23	H29	平成29年12月11日	1,151円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	23	H29	平成30年2月13日	929円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	24	H29	平成29年12月11日	4,008円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	24	H29	平成30年2月13日	1,815円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	25	H29	平成29年8月10日	442円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	26	Н29	平成29年10月10日	442円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	27	H29	平成29年12月11日	575円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	28	Н29	平成29年6月12日	7,071円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	28	Н29	平成29年8月10日	3,232円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	28	Н29	平成29年10月10日	1,594円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	29	H29	平成29年6月12日	1,408円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	29	H29	平成29年8月10日	4,008円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	29	H29	平成29年9月11日	1,107円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	30	H28	平成29年5月12日	5,097円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	31	H29	平成29年8月10日	2,966円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	31	Н29	平成29年10月10日	3,099円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	32	H29	平成29年8月10日	442円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	33	H29	平成29年7月10日	9, 136円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	33	H29	平成29年9月11日	5,050円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	34	H29	平成29年10月10日	974円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	35	H29	平成29年7月10日	2, 479円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	35	H29	平成29年9月11日	1,948円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	36	H28	平成29年5月12日	5, 205円	水道料金	所在不明

市域	債務者 コード	調定年 度	督促納期限	債権額	債権の種類	債権放棄の理由
袖ケ浦	36	H29	平成29年6月12日	2,346円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	37	H29	平成29年7月10日	2,745円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	37	H29	平成29年9月11日	9, 336円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	37	H29	平成29年9月11日	1,151円	水道料金	所在不明
袖ケ浦	38	H28	平成29年5月12日	2,081円	水道料金	無資力
袖ケ浦	38	H29	平成29年7月10日	2,878円	水道料金	無資力
袖ケ浦	39	H28	平成29年4月10日	20, 125円	水道料金	無資力
袖ケ浦	40	H28	平成29年5月12日	7,538円	水道料金	無資力

6,912,370円

議案第9号

監査委員の選任について

次の者をかずさ水道広域連合企業団監査委員に選任したいので、地方自治法 第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月6日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長渡辺芳邦

住 所 木更津市長須賀1661番地1

氏 名 露崎 善男

生年月日 昭和30年12月30日